

令和 3 年度税制改正 (法人税関係)

目 次

【Ⅰ 令和３年度税制改正の概要】

- (1) 大綱の概要 P 1

【Ⅱ 産業競争力強化に係る措置】

- (1) デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）投資促進税制の創設 P 7
- (2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設 P 9
- (3) 研究開発税制の見直し P 12
- (4) 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し P 35
- (5) 繰越欠損金の控除上限の特例 P 37

【Ⅲ 株式対価Ｍ＆Ａを促進するための措置の創設】

- (1) 自社株式等を対価としたＭ＆Ａに係る税制上の措置 P 39

【Ⅳ 中小企業の支援】

- (1) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設 P 42
- (2) 中小企業向け投資促進税制等の延長 P 44
- (3) 所得拡大促進税制の見直し P 45

【Ⅴ その他】

- (1) 地域未来投資促進税制の見直し P 46
- (2) 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の見直し P 47
- (3) 投資運用業等の役員に対する業績連動給与に係る特例 P 48
- (4) 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置の創設 P 50
- (5) 特定風評被害による経営の影響に対処するための特定事業活動に係る特例の創設 P 51
- (6) 復興関連税制の見直し P 52
- (7) 税務関係書類における押印義務の見直し P 53
- (8) 電子帳簿等保存制度の見直し P 54

I 令和3年度税制改正の概要

令和3年度税制改正の大綱の概要

(令和2年12月21日 閣議決定)

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

個人所得課税

○ 住宅ローン控除の特例の延長等

- ・控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する(50㎡以上→40㎡以上)。
- ・この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

○ セルフメディケーション税制の見直し

- ・対象をより効果的なものに重点化し、手続を簡素化した上で5年延長する。

○ 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

- ・国や自治体からの子育てに係る助成(ベビーシッター・認可外保育施設の利用料等)について、子育て支援の観点から、非課税とする措置を講ずる。

○ 退職所得課税の適正化

- ・勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1課税を適用しない。

資産課税

○ 国際金融都市に向けた税制上の措置

- ・就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としない。

○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

- ・非課税枠（1,500万円／令和3年4月以降縮小）を令和3年末まで据え置く（面積要件について、住宅ローン控除と同様の措置を講ずる）。

○ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ・節税的な利用を防止する観点から、受贈者が贈与者の孫等である場合の贈与者死亡時の残高に係る相続税額への2割加算の適用等、所要の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
- ・その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

○ 産業競争力強化に係る措置

－ デジタルトランスフォーメーション（D X）投資促進税制の創設

- ・「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による事業変革を行う場合に、税額控除（5 %・3 %）又は特別償却（30 %）ができる措置を創設する。

－ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

- ・カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10 %・5 %）又は特別償却（50 %）ができる措置を創設する。

－ 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

- ・厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限を引き上げる（現行：25 %→30 %）とともに、インセンティブを高めるための控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（現行：6 %→2 %）を行う。
- ・クラウド環境で提供するソフトウェアなどの試験研究に要した費用について、研究開発税制の対象とするほか、所要の見直しを行う。

－ コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

- ・雇用環境の悪化に対応するため、新規雇用拡大・教育訓練支援に着目した形に見直しを行う。

－ 繰越欠損金の控除上限の特例

- ・コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資（※）を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100 %（現行：所得の金額の50 %）とする特例を創設する。
- （※）カーボンニュートラル、D X、事業再構築・再編等

○ 株式対価M & Aを促進するための措置の創設

- ・自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM & Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置を講ずる。

○ 国際金融都市に向けた税制上の措置

- ・投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対し支払われる業績連動給与について、一定の要件の下、損金算入を可能とする。

○ 中小企業の支援

－ 中小企業向け投資促進税制等の延長

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業投資促進税制等を延長するとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を中小企業投資促進税制に統合する。

－ 所得拡大促進税制の見直し

- ・雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直す。

－ 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

- ・M&Aを実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度を創設するとともに、前向きな投資を推進するための措置等を講ずる。

消費課税

○ 車体課税

- ・自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税の環境性能割について、新たな 2030 年度燃費基準の下での区分の見直し等、所要の措置を講ずる。
- ・環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を 9 か月延長し、令和 3 年末までの取得を対象とする。この措置による減収については、全額国費で補填する。
- ・グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で 2 年間延長する。

○ 金密輸に対応するための消費税の仕入税額控除制度の見直し

- ・金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類のうち、一定の書類をその対象から除外する。

国際課税

○ 国際金融都市に向けた税制上の措置

- ・リミテッド・パートナーシップの投資家である外国組合員に対する課税の特例について、持分割合要件等の見直しを行う。

東日本大震災からの復興支援のための税制

○ 復興支援のための税制上の措置

- ・福島国際研究産業都市区域の 15 市町村を対象とした福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例及び特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例の創設等を行う。

納税環境整備

○ 税務関係書類における押印義務の見直し

- ・ 税務署長等に提出する国税関係書類において、実印・印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止する。
- （※） 地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とする。

○ 電子帳簿等保存制度の見直し等

- ・ 経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に見直す。また、スキャナ保存制度については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続き・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん抑止のための措置を講ずる。

○ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- ・ 地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付を可能とする。

○ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

- ・ 特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX 及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するものとする。

○ 国際的徴収回避行為への対応

- ・ 徴収共助の要請が可能な国に財産を所有する滞納者が行う徴収回避行為に適切に対応するため、滞納処分免脱罪及び第二次納税義務の適用対象を見直す。

関税

○ 暫定税率等の適用期限の延長等

- ・ 令和 2 年度末に適用期限の到来する暫定税率（416 品目）の適用期限を 1 年延長する等の措置を講ずる。

○ 個別品目の関税率の見直し

- ・ ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を無税とする等の措置を講ずる。

Ⅱ 産業競争力強化に係る措置

- (1) デジタルトランスフォーメーション（D X）
投資促進税制の創設

デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

- デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法の認定を受けた事業適応計画に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置を創設する。（2年間の時限措置）

事業適応計画

- 事業適応計画の認定要件を満たした上、次の要件について主務大臣から確認を受ける必要。

1. デジタル（D）要件（データ連携・共有、レガシー回避、サイバーセキュリティ）

- ✓ 他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと既存内部データとを合わせて連携すること
- ✓ クラウド技術を活用すること
- ✓ 情報処理推進機構が審査を行う認定（DX認定）

2. 企業変革（X）要件（ビジネスモデルの変革、アウトプット、全社戦略）

- ✓ 商品の製造原価が8.8%以上削減されること等
- ✓ 生産性向上や売上高の上昇の目標を定めること
 - ・ 計画期間内で、ROAが2014年～2018年平均を基準値として1.5%ポイント向上
 - ・ 計画期間内で、売上高伸び率 $\geq$ 過去5年度の業種売上高伸び率 + 5%ポイント
- ✓ 投資総額が売上高比0.1%以上であること

課税の特例の内容

- 事業適応計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

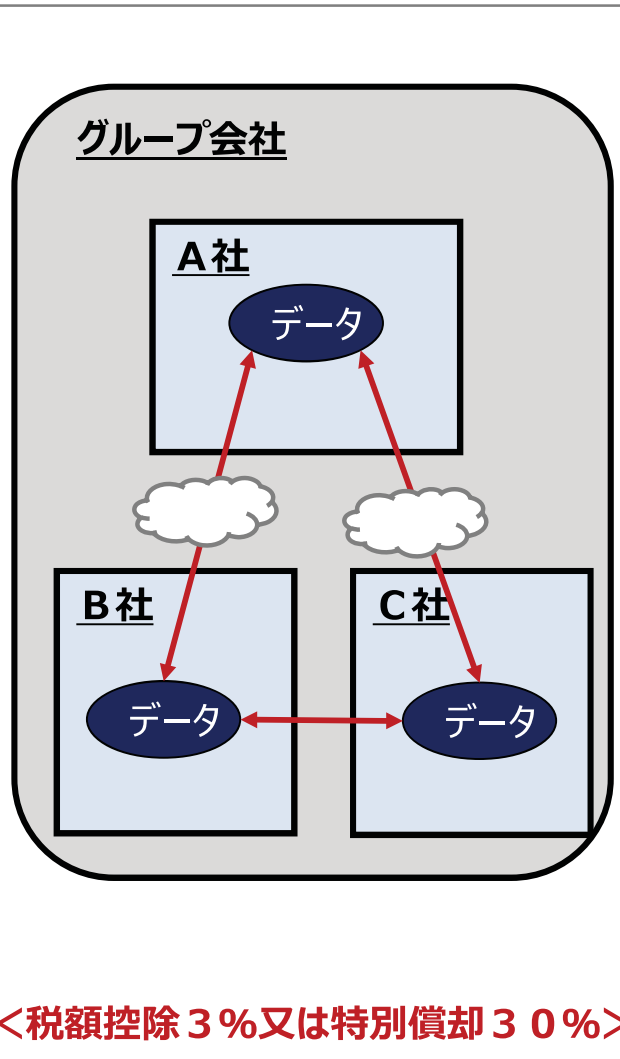
対象設備	税額控除	特別償却
ソフトウェア	3%	30%
繰延資産	【他社とのデータ連携に係るもの】	
機械装置		
器具備品	5%	

※設備投資総額の上限：300億円

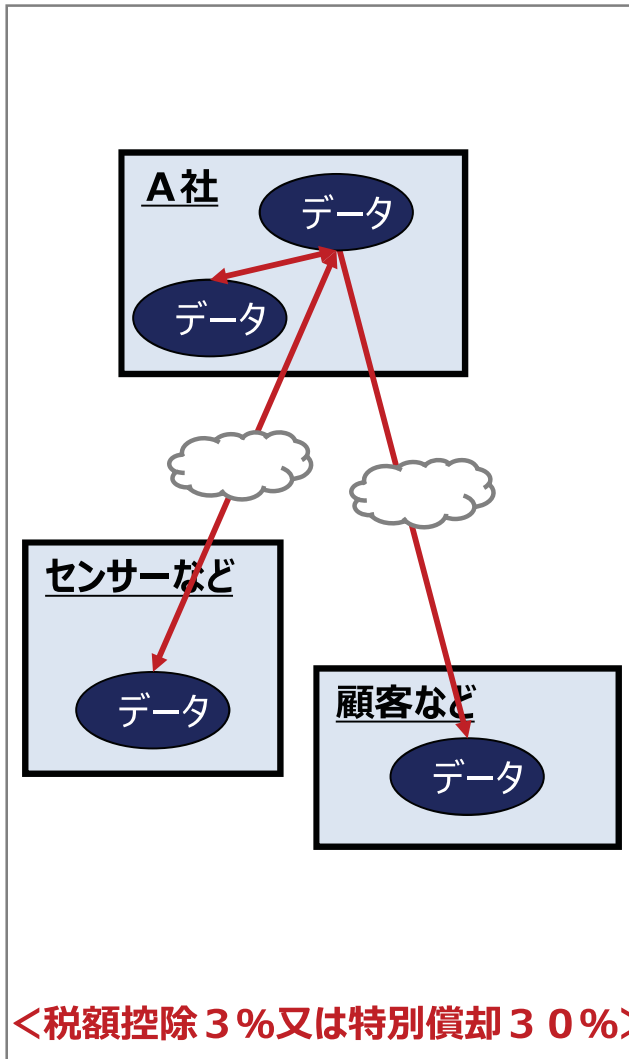
- （注1）クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用（繰延資産）
（注2）機械装置及び器具備品にあつては、ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用するものに限る。
（注3）税額控除の控除上限は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

(参考) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の適用イメージ

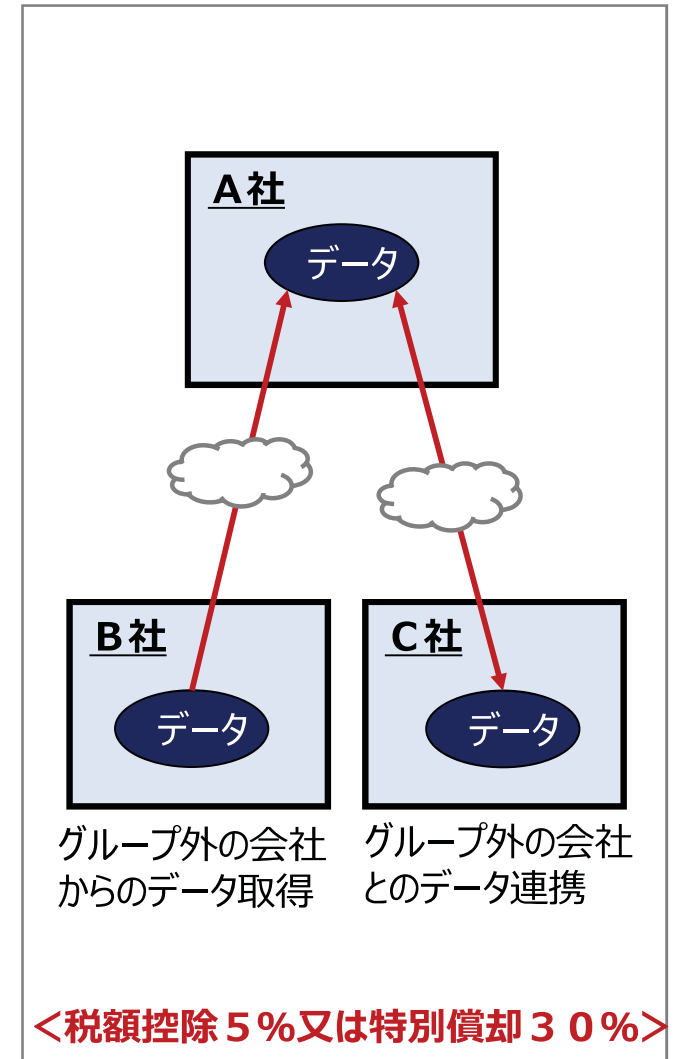
① グループ内の企業間データ連携



② 外部のデータを活用した企業内のデータ連携



③ 企業間のデータ連携



(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

- 「2050年カーボンニュートラル」という高い目標を達成するために、産業競争力強化法を改正し、同法の認定を受けた事業適応計画に従って導入される①脱炭素化を加速する製品を生産する設備や②生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等について、税額控除又は特別償却ができる措置を創設する。

(3年間の時限措置)

事業適応計画

【計画の経済産業大臣の認定】

1. 脱炭素化を加速する製品を生産する設備 (需要開拓商品生産設備)

- ① 需要開拓商品※の生産を行うために不可欠な機械装置であること
- ② 専ら①の商品の生産に使用されること

(※) 燃料電池・化合物パワー半導体等のうち、特に優れた性能を有するもの

2. 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備 (生産工程効率化等設備)

- ・ 事業所等の単位で炭素排出量 1 単位当たりの付加価値額 (経済活動炭素生産性) の目標が、「3 年以内に 7 %又は 1 0 %以上向上」を満たす計画であること

(主な支援措置)

課税の特例 (特別償却、税額控除)、金融支援

課税の特例の内容

- 事業適応計画に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資について、以下の措置を講じる。

1. 需要開拓製品生産設備

対象設備	税額控除	特別償却
機械装置	10%	50%

2. 生産工程効率化等設備

対象設備*	税額控除	特別償却
機械装置	5%	50%
器具備品	【目標が10%以上向上の場合】	
建物附属設備		
構築物	10%	

(*) 導入される設備が事業所の経済活動炭素生産性を1%向上させることを満たす必要。

※設備投資総額の上限: 500億円

(注) 税額控除の控除上限は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

(参考) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の投資対象 (イメージ)

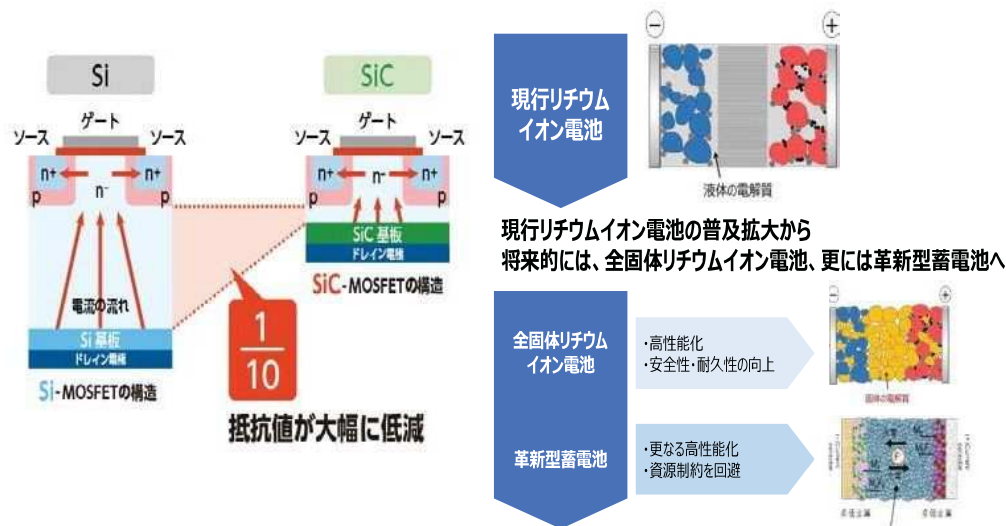
i) 脱炭素化を加速する製品を生産する生産工場への設備投資

ii) 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等

例： 化合物パワー半導体

リチウムイオン電池

車載用リチウムイオン蓄電池



これらの製品を搭載した生産物がわが国の脱炭素化に大きく貢献

①外部電力からの調達

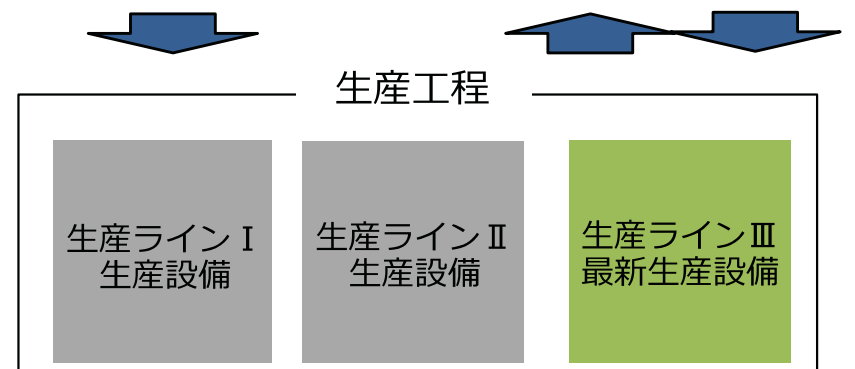
エネルギー・熱管理設備



②再エネ電力へ切替え



最新設備



①～③といった設備投資によって、生産プロセスの炭素生産性を向上

(参考) 大きな脱炭素化効果を持つ製品について

- 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和2年12月25日策定）において、税制支援の対象となる「大きな脱炭素化効果を持つ製品」を以下の通り規定。

【上記戦略より抜粋】

（i）大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備の導入

「革新的環境イノベーション戦略」（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定）では、温室効果ガス削減量が大きく、日本が技術力を持つとされる全39テーマが設定されている。この39テーマのうち、我が国の二酸化炭素排出量の4割以上を占めるエネルギー転換部門に着目し、当該部門に関する製品のうち、足下の投資ニーズはあるものの、民間企業の自律的取組のみでは初期の導入拡大が難しいと見込まれる以下の製品の生産に専ら使用される設備の導入を支援する。

＜対象製品＞

- ・ 化合物パワー半導体素子又は当該素子の製造に用いられる半導体基板
- ・ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車用リチウムイオン蓄電池
- ・ 定置用リチウムイオン蓄電池（充放電サイクル7,300回以上を満たすもの）
- ・ 燃料電池（発電効率50%以上、総合効率97%以上、純水素を燃料とすること、のいずれかを満たすもの）
- ・ 洋上風力発電設備（1基当たり定格出力9MW以上を満たすもの）の主要専用部品（ナセル、発電機、増速機、軸受、タワー、基礎）

(3) 研究開発税制の見直し

研究開発税制の見直し(全体像)

活発な研究開発を維持するとともに、企業のビジネスモデル変革を促していく観点から、次の見直しを行う。

- 総額型について、厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の控除上限を引き上げるとともに、次期科学技術基本計画の見直しを見据え、増加インセンティブをさらに強化する観点から、控除率カーブを見直す。税額控除率及び控除上限の上乗せ措置について、適用期限を2年延長。
- AIやデータを活用しビジネスモデルを変革させる企業に対する研究開発を促す観点から自社利用ソフトウェアの研究開発投資を本税制の対象とするとともに、試験研究費の範囲をグローバルスタンダードに合わせた見直しを行う。

《改正前》

総額型	
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人：12%～17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記割合×(試験研究費割合－10%)×0.5を加算※
控除上限	法人税額の25% (研究開発を行う一定のベンチャーは40%) * 中小法人：10%上乗せ(増加率8%超の場合)※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0～10%上乗せ※

※ 令和2年度末までの時限措置
総額型の控除率については 大法人：10%超、中小法人：12%超 の部分

オープンイノベーション型

税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20%or 25%or 30%
控除上限	法人税額の10% (一般試験研究費とは別枠)
対象範囲	・国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ・民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ・民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への委託研究のうち、一定のもの ・希少疾病用医薬品等に関する試験研究 など

《改正後》

一般型	
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、 2% ～14%※ (中小法人：12%～17%※) * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記割合×(試験研究費割合－10%)×0.5を加算※
控除上限	法人税額の25% (研究開発を行う一定のベンチャーは40%) * 中小法人：10%上乗せ(増加率 9.4% 超の場合)※ * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 0～10%上乗せ※ * 売上が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合：5%上乗せ※

※ **令和4年度末まで**の時限措置
一般型の控除率については 大法人：10%超、中小法人：12%超 の部分

オープンイノベーション型

- 共同・委託研究の相手先に国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人を追加し、その控除率を25%とする。
- 試験研究機関等の範囲に人文系の研究機関を追加する。
- 事務手続きの簡素化等の運用改善及び適正化を行う。

研究開発税制の対象となる試験研究費の見直し

令和3年度税制改正の大綱(抜粋)

令和2年12月21日
閣議決定

三 法人課税

4 民間におけるデジタル化の促進

(国 税)

次頁参照

(2) 研究開発税制における制度の対象となる試験研究費について、次の見直しを行う(所得税についても同様とする。)

① 試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産の取得価額に含まれるものを加える。

(注1) 上記の「非試験研究用資産」とは、棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないものをいう。

(注2) 上記に伴い、売上原価並びに取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産の償却費、譲渡損及び除却損を制度の対象となる試験研究費から除外するとともに、取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産について研究開発税制と特別償却等に関する制度との選択適用とする。

② リバースエンジニアリング(新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しないもの)を除外する。

③ 開発中の技術をその開発をする者において試行する場合において、その技術がその者の業務改善に資するものであっても、その技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象となること等、研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲について明確化する。

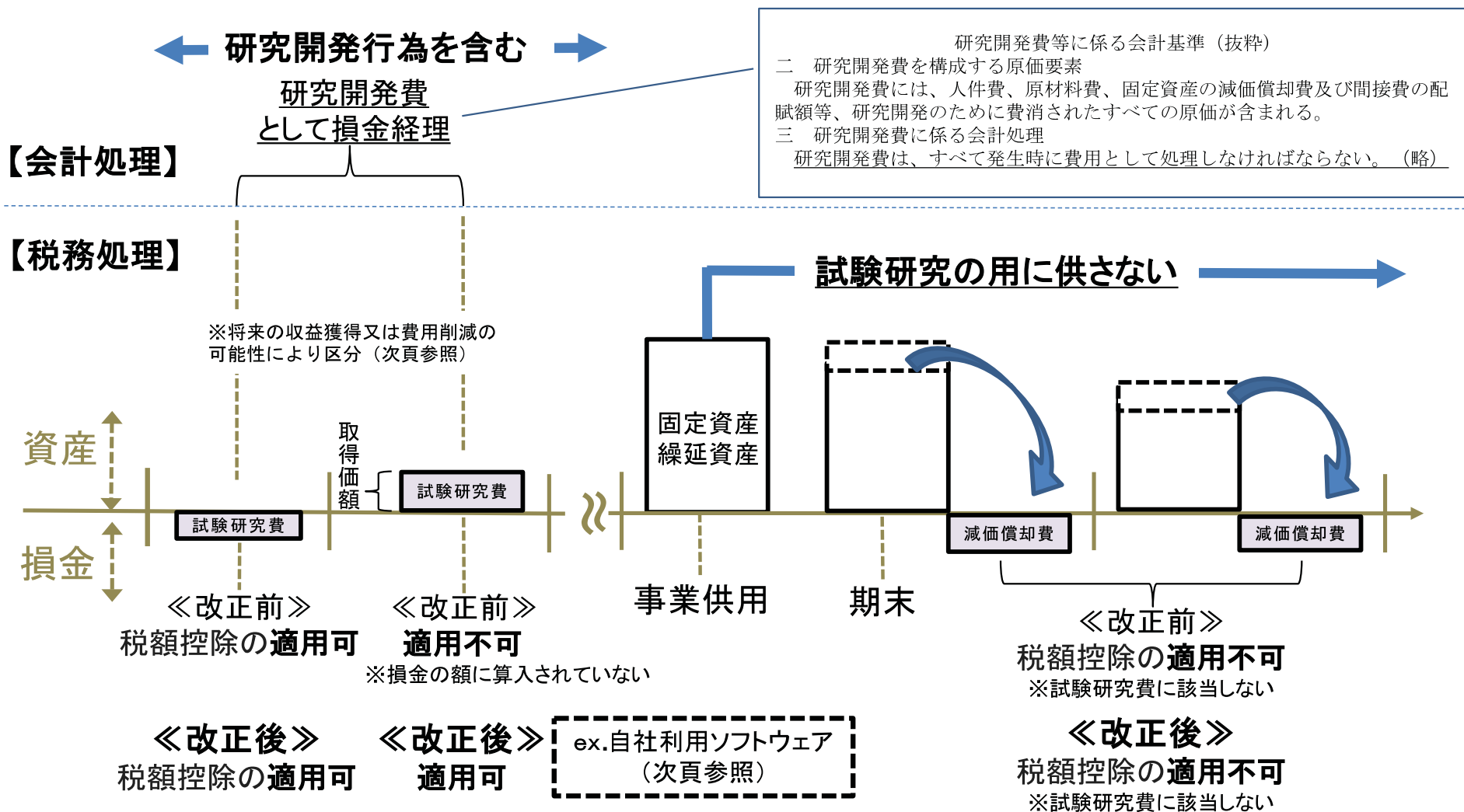
研究開発税制の対象となる試験研究費の見直し

- A** 固定資産・繰延資産を製作するための研究開発に要する費用について、会計上は研究開発費として支出時の費用となる一方、税法上は固定資産・繰延資産の取得価額に含まれるものが存在する。現行税法では「損金の額に算入される試験研究費の額」が本制度の対象であるため、資産の取得価額に含まれるものは対象外である。
→**今回、研究開発費として損金経理した時に本制度の対象となるようにする。**典型的には以下のもの。
○「自社利用ソフトウェア」の製作のための研究開発費のうち、将来の収益獲得又は費用削減になるかどうか不明なもの。
(注1)「自社利用ソフトウェア」は、「販売用ソフトウェア」と対比的に用いられる用語であり、経理などバックオフィス業務に用いるソフトウェアのほか、クラウドを通じてユーザーに利用させるソフトウェアも含まれる。
(注2)「研究開発費」は会計上の概念であるが、本制度の「試験研究費」とおおむね一致する。
(注3)ただし、完成した資産が供用時に下記**C**・**D**に該当する場合には、下記**C**・**D**による。該当しないものが「非試験研究用資産」である。
- B** 棚卸資産を製作するための研究開発に要する費用について、会計上は研究開発費として支出時の費用となる一方、税法上は棚卸資産の取得価額に含まれるものが存在する。現行では、棚卸資産の取得価額に含まれるものは販売時(売上原価として損金算入される時)に本制度の対象となる取扱いとなっている。
→**今回、本制度の対象となる時点を、研究開発費として損金経理した時点に変更する。**具体的には以下のもの。
○ 棚卸資産の製作のための研究開発費のうち、工業化研究(開発研究ともいう)に該当することが明らかなもの。
- C** 「特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない資産」の取得に要した費用は、資産を製作するための研究開発に要する費用であるか否かにかかわらず、会計上は一律研究開発費として支出時の費用となる一方、税法上は固定資産・繰延資産の取得価額となる(なお、製作するための研究開発に要する費用が税法上資産の取得価額に含まれるかどうかは上記**A**と同様である)。研究開発目的に使用することから、製作するために研究開発を行ったか否かにかかわらず現行税法上は償却費が本制度の対象である。
→**今回の改正後も同様とする。**
- D** **C**以外の資産で研究開発目的に使用される固定資産・繰延資産の取得に要した費用は、資産を製作するための研究開発に要する費用がある場合にこれがその取得価額に含まれるかどうかは上記**A**と同様であるが、その資産は研究開発目的に使用することから、製作するために研究開発を行ったか否かにかかわらず現行税法上は償却費が本制度の対象である。
→**今回の改正後も同様とする。**

A

「特定の研究開発目的の機械装置等」以外の固定資産・繰延資産の場合

- 固定資産・繰延資産で、研究開発行為を経て取得又は製作され、事業供用時に試験研究の用に供さないもの



自社利用ソフトウェアの会計処理と税務処理

		自社利用ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減		
		が確実であると認められない※1 (にならないことが明らか※2)	が確実であるかどうか不明※1 (になるかどうか不明※2)	が確実と認められる※1 (になることが明らか※2)
会計処理(※1)		研究開発費として損金経理	研究開発費として損金経理	資産計上
税務処理		損金算入可能(※2)	資産計上(※2)	資産計上(※2)
税額控除	改正前	適用可(損金算入部分)	適用不可	適用不可
	改正後	適用可(損金算入部分)	適用可 (研究開発費として損金経理した部分) ※前頁参照	適用不可

※1 <研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針(抜粋)>

(資産計上することとなる自社利用のソフトウェアの取扱い)

11. 自社利用のソフトウェアの資産計上の検討に際しては、そのソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であることが認められるという要件が満たされているか否かを判断する必要がある。その結果、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合は無形固定資産に計上し、確実であると認められない場合又は確実であるかどうか不明な場合には、費用処理する。
(後略)

※2 <法人税法基本通達(抜粋)>

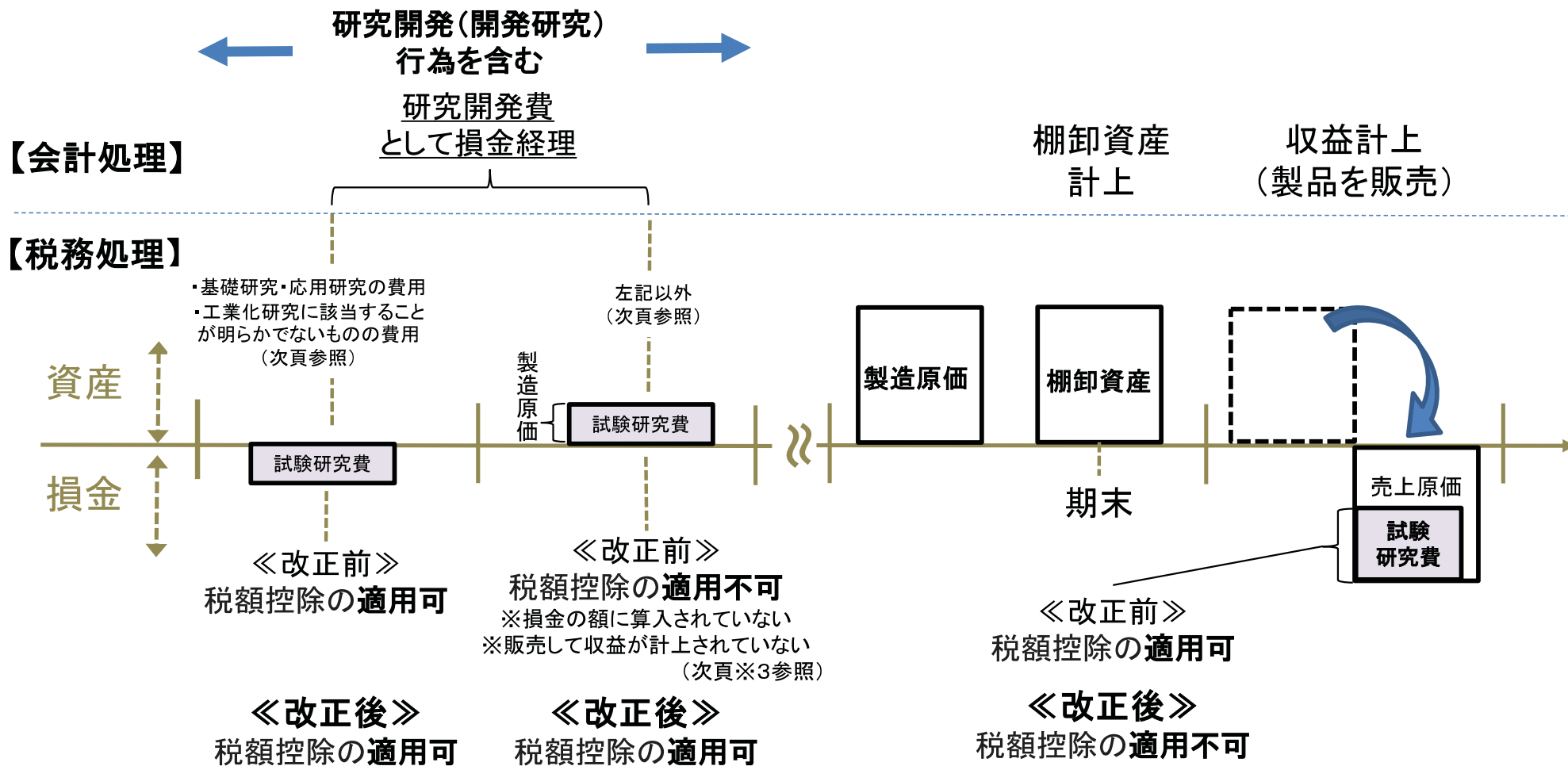
(ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用)

7-3-15の3 次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。

- (1) 自己の製作に係るソフトウェアの製作計画の変更等により、いわゆる仕損じがあったため不要となったことが明らかなものに係る費用の額
- (2) 研究開発費の額 (自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかなものに限る。)
- (3) 製作等のために要した間接費、付随費用等で、その費用の額の合計額が少額(その製作原価のおおむね3%以内の金額)であるもの

B 棚卸資産の場合

- 研究開発（開発研究）に要した費用が製造原価・棚卸資産として計上される場合で、製品を販売して収益が計上された場合



棚卸資産の会計処理と税務処理

		研究開発（開発研究）		研究開発（開発研究） 終了後
		・基礎研究・応用研究の費用 ・工業化研究に該当することが明らかでないものの費用	左記以外	
会計処理		研究開発費として損金経理(※1)	研究開発費として損金経理(※1)	棚卸資産計上
税務処理		試験研究費として損金算入可能(※2)	棚卸資産計上	棚卸資産計上
税額控除 の適用	改正前	適用可	売上原価算入時に適用可(※3)	適用不可
	改正後	適用可	適用可	適用不可

※1 <研究開発費等に係る会計基準（抜粋）>

二 研究開発費を構成する原価要素

研究開発費には、人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれる。

三 研究開発費に係る会計処理

研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならない。

※2 <法人税法基本通達（抜粋）>

（製造原価に算入しないことができる費用）

5-1-4 次に掲げるような費用の額は、製造原価に算入しないことができる。

(1) (略)

(2) 試験研究費のうち、基礎研究及び応用研究の費用の額並びに工業化研究に該当することが明らかでないものの費用の額

(3)～(13) (略)

※3 <経済産業省作成パンフレット「2019 研究開発税制 Q&A」（抜粋）>

Q3-4 製造費用として処理した開発研究に係る試験研究費についても税額控除の対象となりますか？

(回答) 開発研究は、基礎研究、応用研究を経た最終段階で、製品化を目指す研究であり、その費用は税額控除の対象となります。

これは、現に生産中の製品の製造や既存の技術の改良等のための開発研究であっても、また、開発研究に要した費用が製造原価や棚卸資産として計上される場合であっても同様です。

ただし、棚卸資産として計上されている場合には、費用が発生した事業年度ではなく、製品を販売して収益が計上された事業年度に損金算入して控除を受けられることとなりますので、注意が必要です。

ところで、一般的には、開発研究を終えてから製品の量産を開始することとなりますが、当然、量産において発生した費用は研究活動に当たらないため、試験研究費には該当しないこととなります。このように、開発研究の完了を機に発生する費用の取扱いが変わってきますので、どこまでが開発研究により発生した費用で、どこからが量産において発生した費用なのか、明確に区別する必要があります。

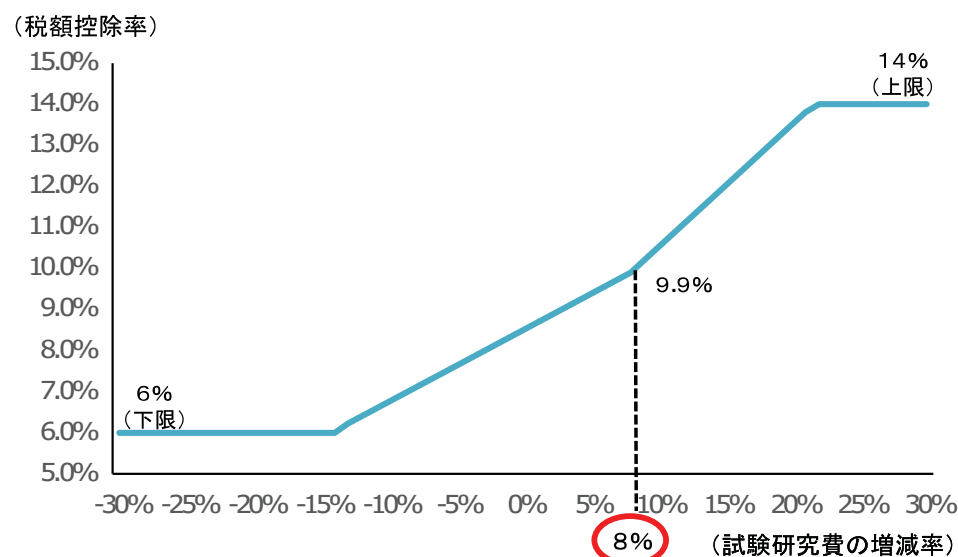
総額型の見直し

- 厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除上限を最大で30%まで引き上げる。
- 次期科学技術基本計画の見直しを見据え、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブを見直すとともに、控除率の下限を引き下げる。

《改正前》

【控除上限】 原則法人税額の25%を限度

【控除率】メリハリをつけつつ、より増加インセンティブが効く仕組み



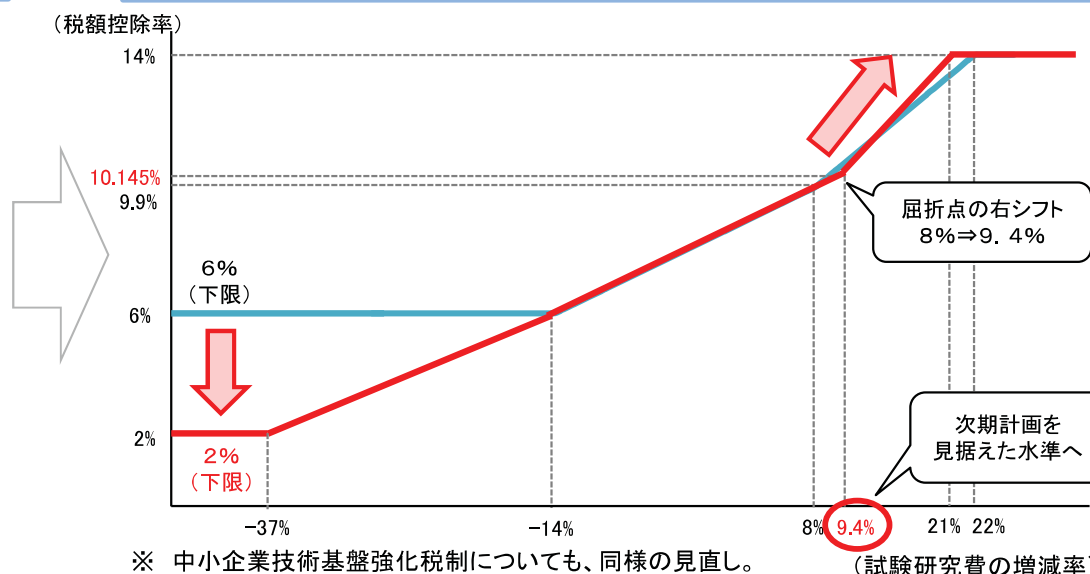
《改正後》

【控除上限】基準年度と比べ、売上が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合には5%上乘せ(→合計最大で30%)

※ 基準年度: 令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度

(注) 研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の特例と選択適用。

【控除率】更なる増加インセンティブが効くように、控除率を見直すとともに、控除率の下限を2%へ引下げ



※ 中小企業技術基盤強化税制についても、同様の見直し。

(試験研究費の増減率) 19

組織再編成がある場合の基準事業年度の売上金額及び試験研究費の額の調整計算

今回新たに追加した控除上限の5%上乗せ措置における基準年度の売上金額及び試験研究費の額について、増減試験研究費割合の計算における比較試験研究費の額の再編調整及び試験研究費割合における平均売上金額の再編調整と同様の趣旨から、以下のとおり再編調整規定を設ける。

(1) 基準事業年度の売上金額（原則）

- ① 合併法人・・・被合併法人の基準事業年度の売上金額の全額を合併法人に加算する **[A]**
- ② 分割法人又は現物出資法人・・・原則計算として、当該分割法人等の基準事業年度の売上金額を零とする **[B]**
- ③ 分割承継法人又は被現物出資法人・・・特段の再編調整規定を設けない **[B]**

(2) 基準事業年度の試験研究費の額（原則）

- ① 合併法人・・・被合併法人の基準事業年度の試験研究費の額の全額を合併法人に加算する **[C]**
- ② 分割法人、現物出資法人又は被現物分配法人・・・特段の再編調整規定を設けない **[D]**
- ③ 分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人・・・原則計算として、分割法人等の基準事業年度の試験研究費の額の全額を分割承継法人等に加算する **[D]**

(3) 特例

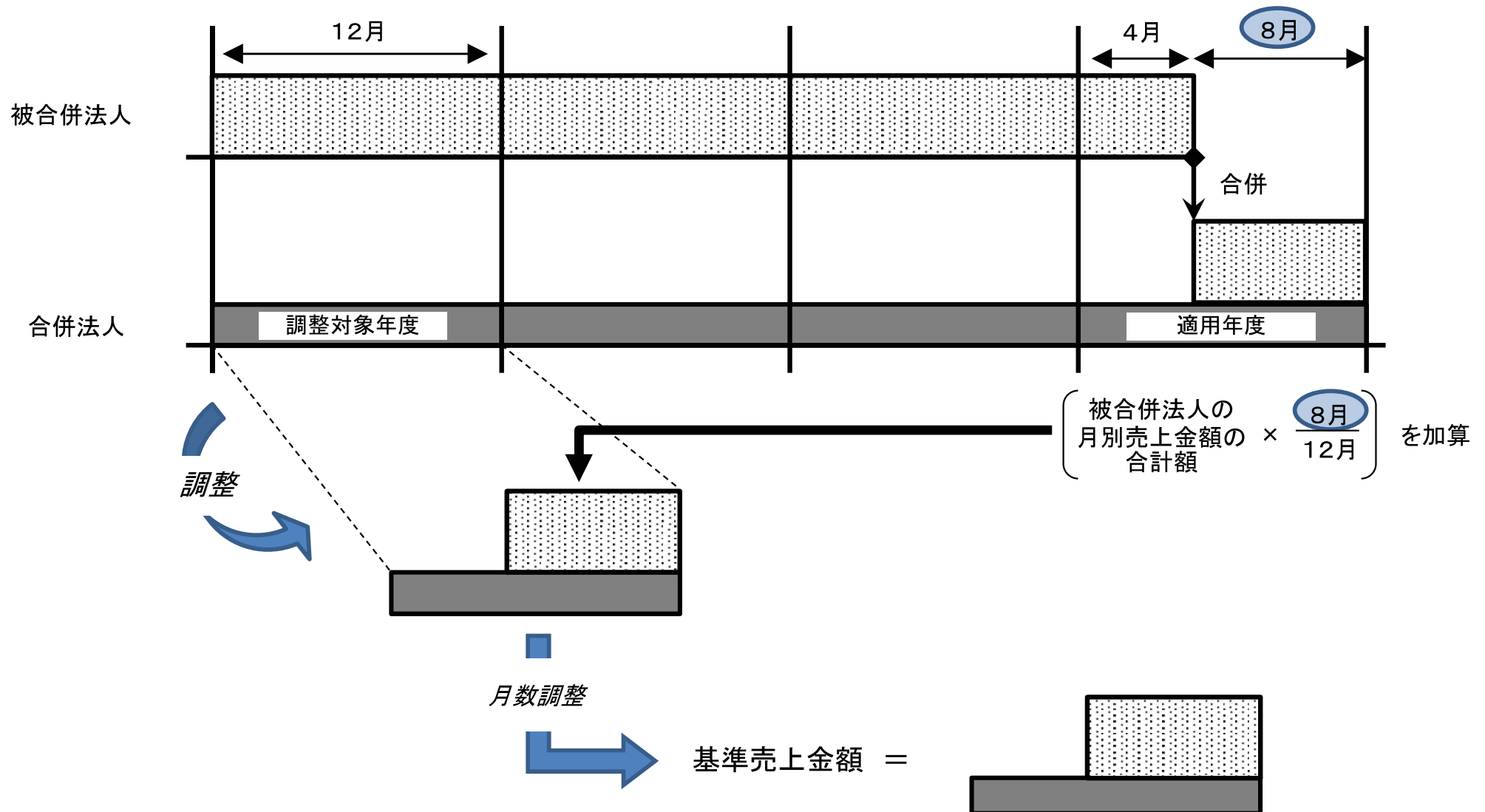
分割又は現物出資について、特例計算として、上記(1)②③(2)②③に代えて、移転事業に係る売上金額又は試験研究費の額を税務署長の認定を受けた合理的な方法により区分した場合には、その金額を用いた調整計算をすることができる。 **[E]**

現物分配について、試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をした場合には、上記(2)③の再編調整規定を適用しないことができる。

A

組織再編成がある場合の基準事業年度の売上金額の調整計算

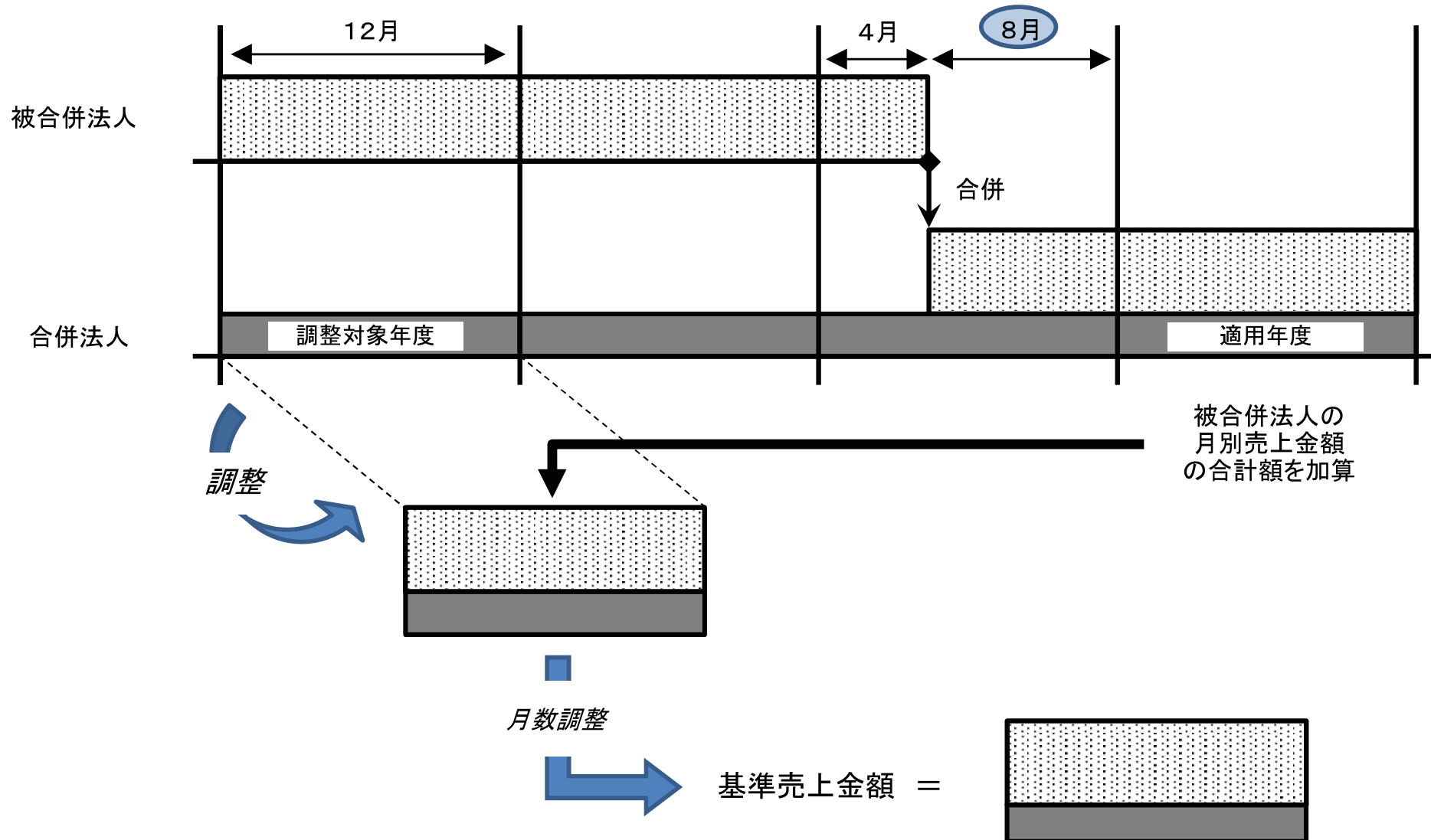
1 合併で適用年度において行われたものに係る合併法人に該当する場合



A

組織再編成がある場合の基準事業年度の売上金額の調整計算

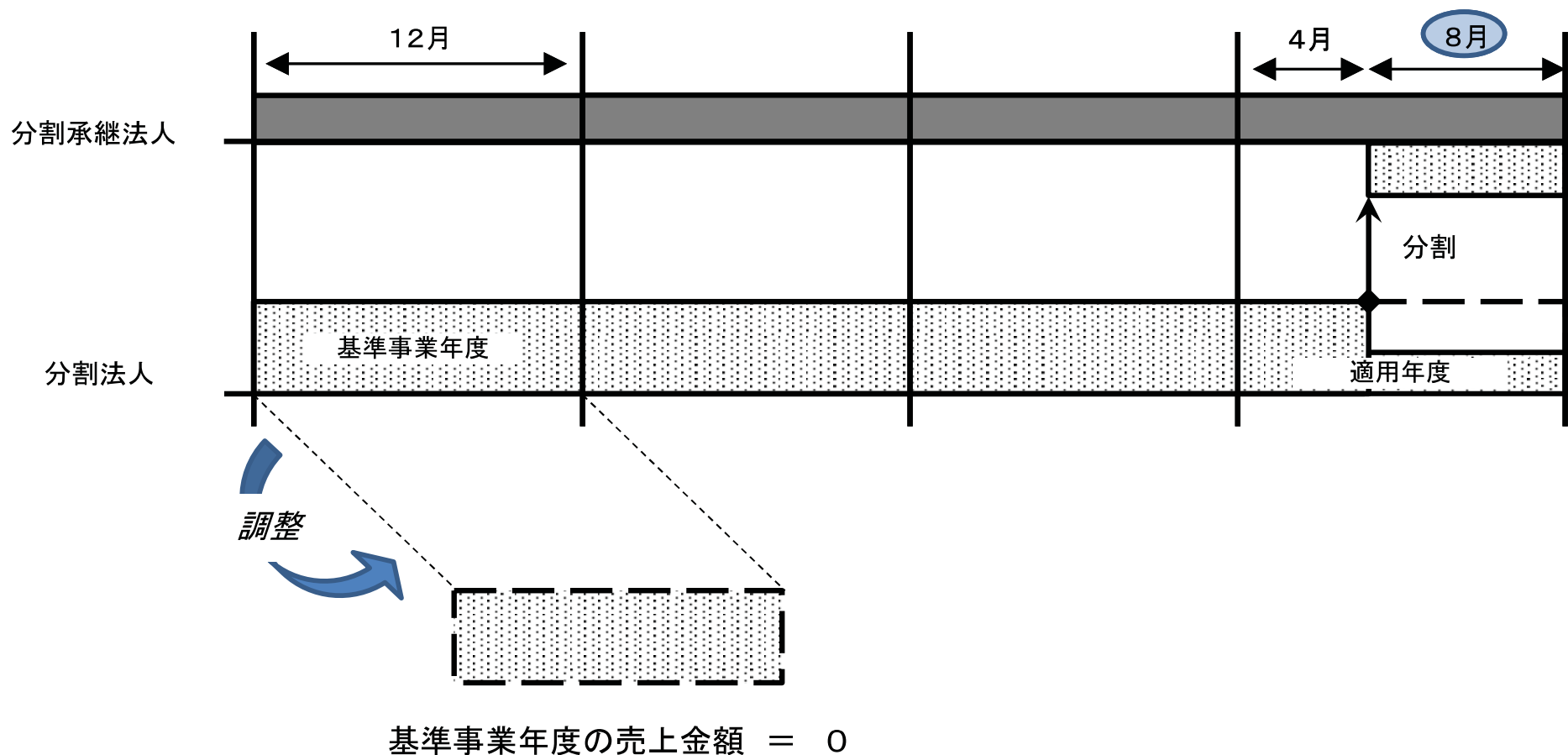
2 合併で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る合併法人に該当する場合



B

組織再編成がある場合の基準事業年度の売上金額の調整計算

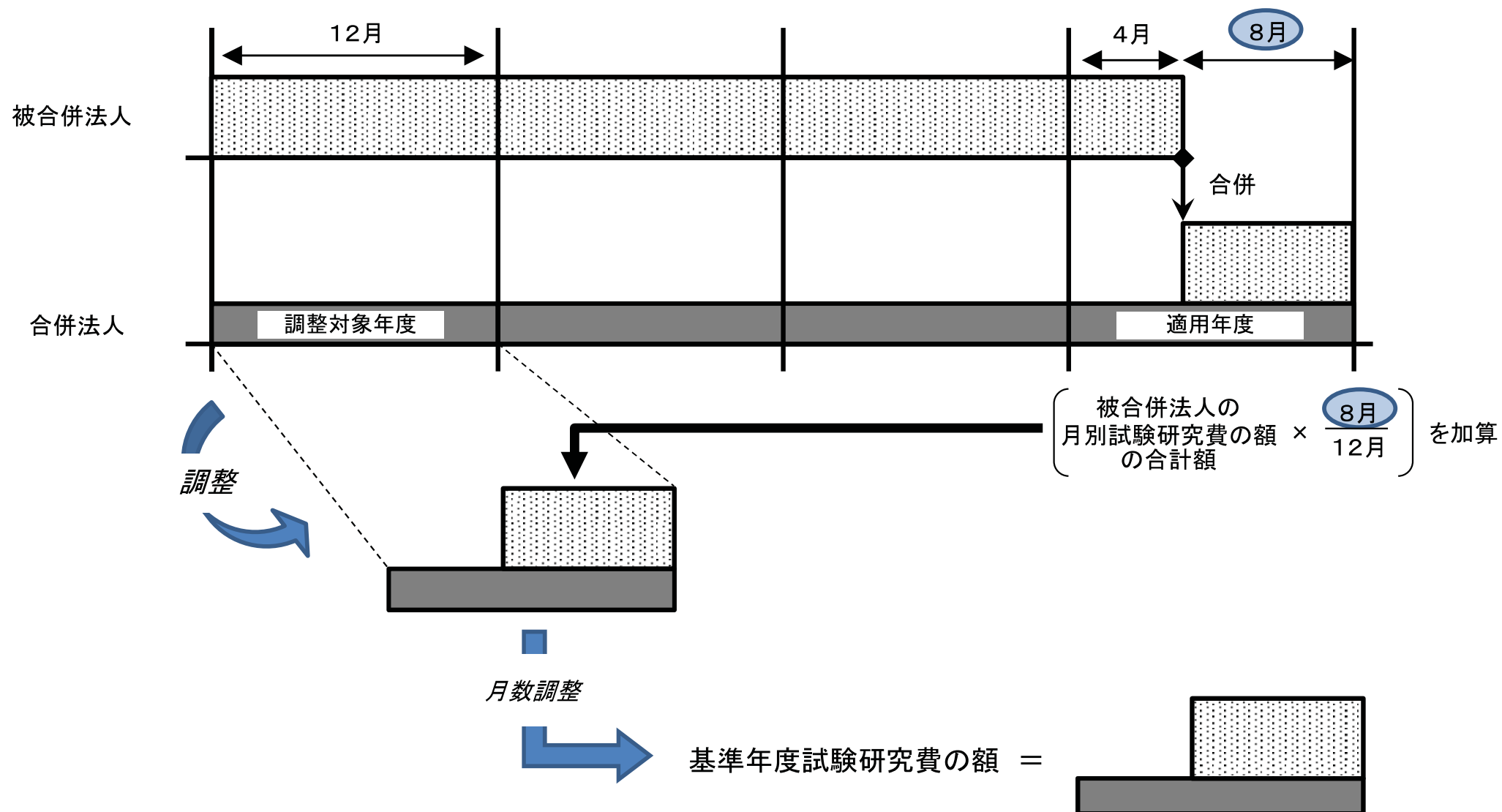
分割で基準事業年度開始の日から適用年度終了の日までの期間内において行われたものに係る分割法人に該当する場合
(原則)



C

組織再編成がある場合の基準事業年度の試験研究費の額の調整計算

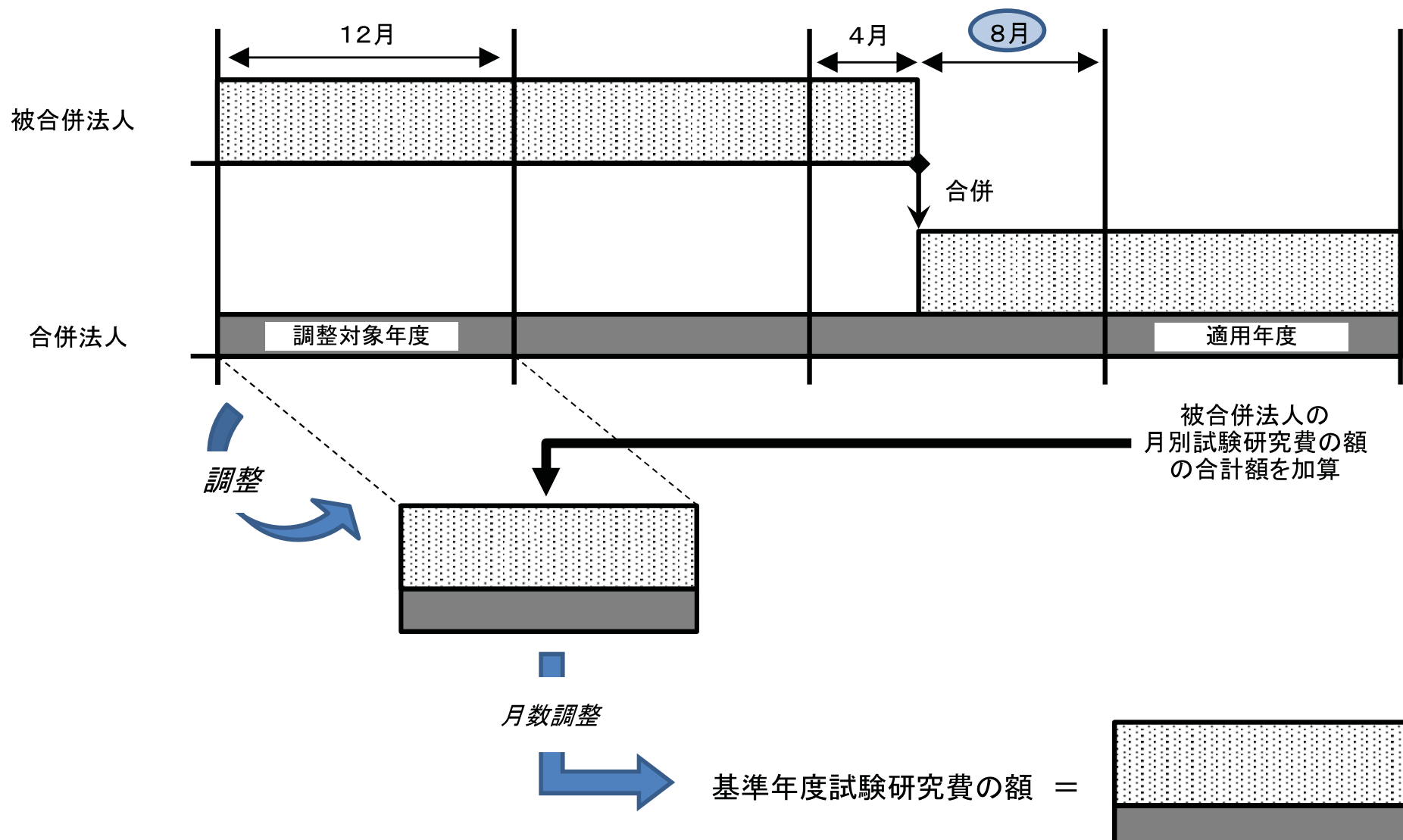
1 合併で適用年度において行われたものに係る合併法人に該当する場合



C

組織再編成がある場合の基準事業年度の試験研究費の額の調整計算

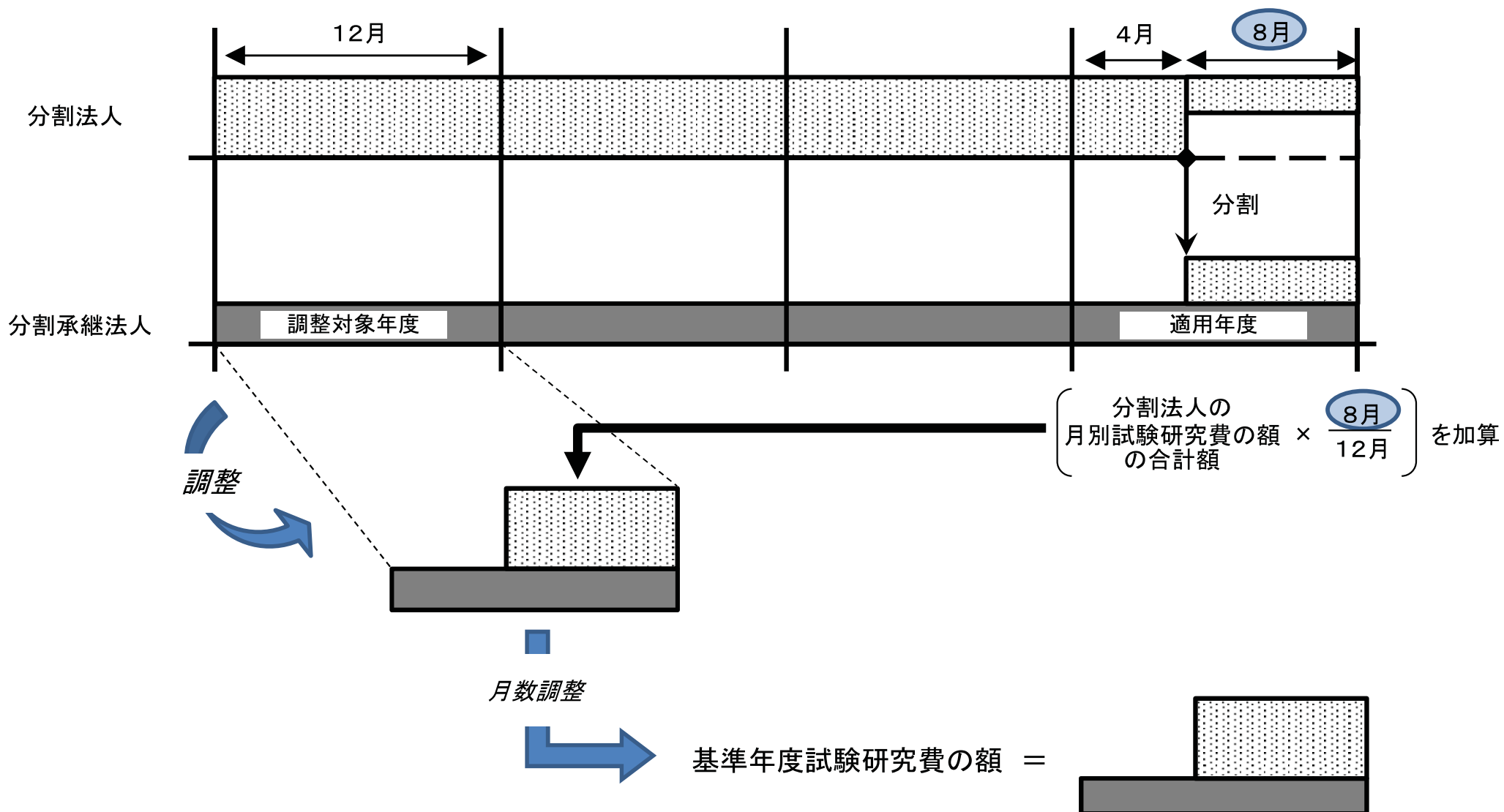
2 合併で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る合併法人に該当する場合



D

組織再編成がある場合の基準事業年度の試験研究費の額の調整計算

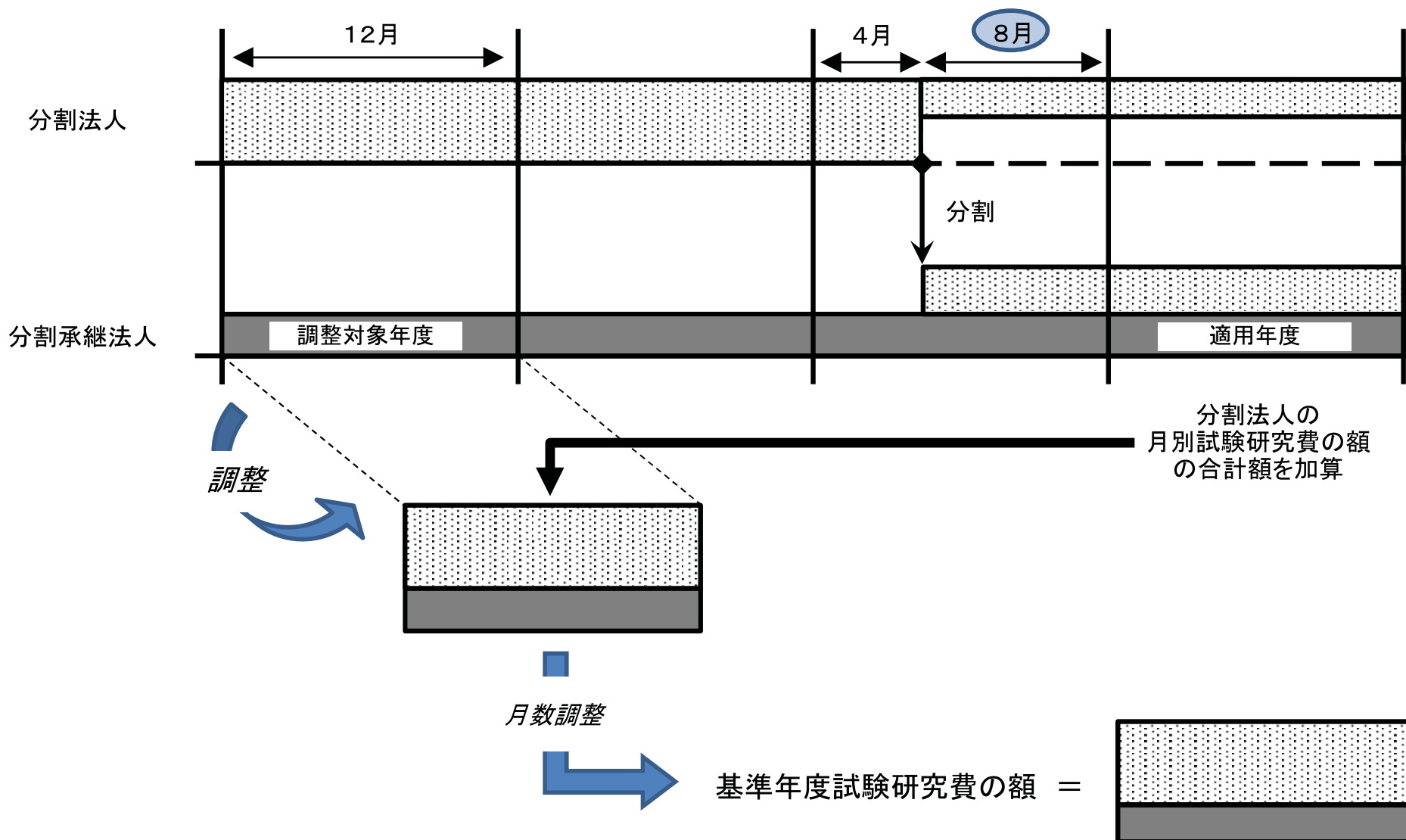
1 分割で適用年度において行われたものに係る分割承継法人に該当する場合（原則）



D

組織再編成がある場合の基準事業年度の試験研究費の額の調整計算

2 分割で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る分割承継法人に該当する場合（原則）

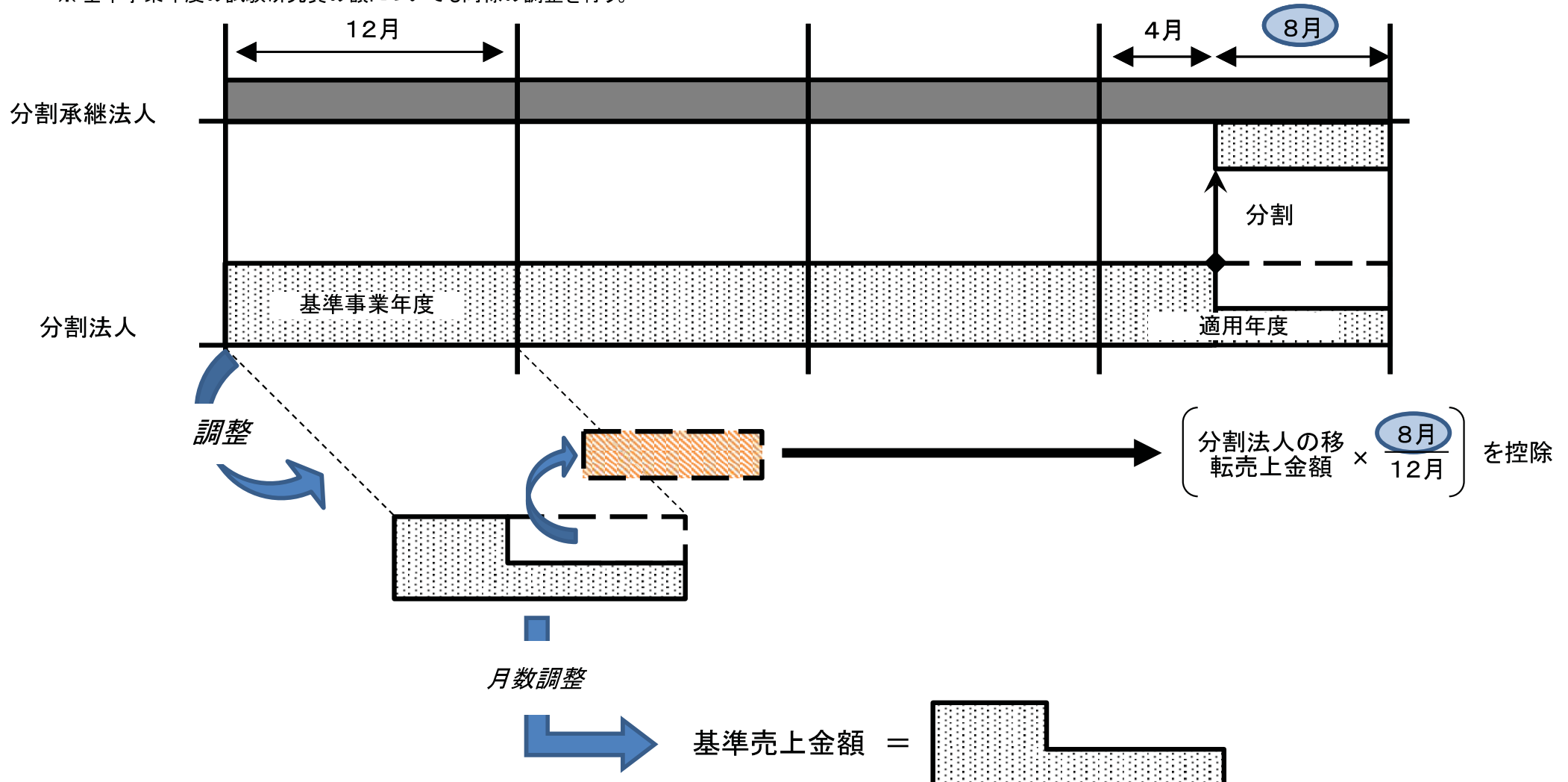


税務署長の認定を受けた合理的な方法による調整計算

納税地の所轄税務署長の認定を受けた合理的な方法に従ってその分割法人等の売上金額及び試験研究費の額を「『移転事業』に係る金額」と「『移転事業以外の事業』に係る金額」とに区分しているときは、その合理的な方法で計算する。

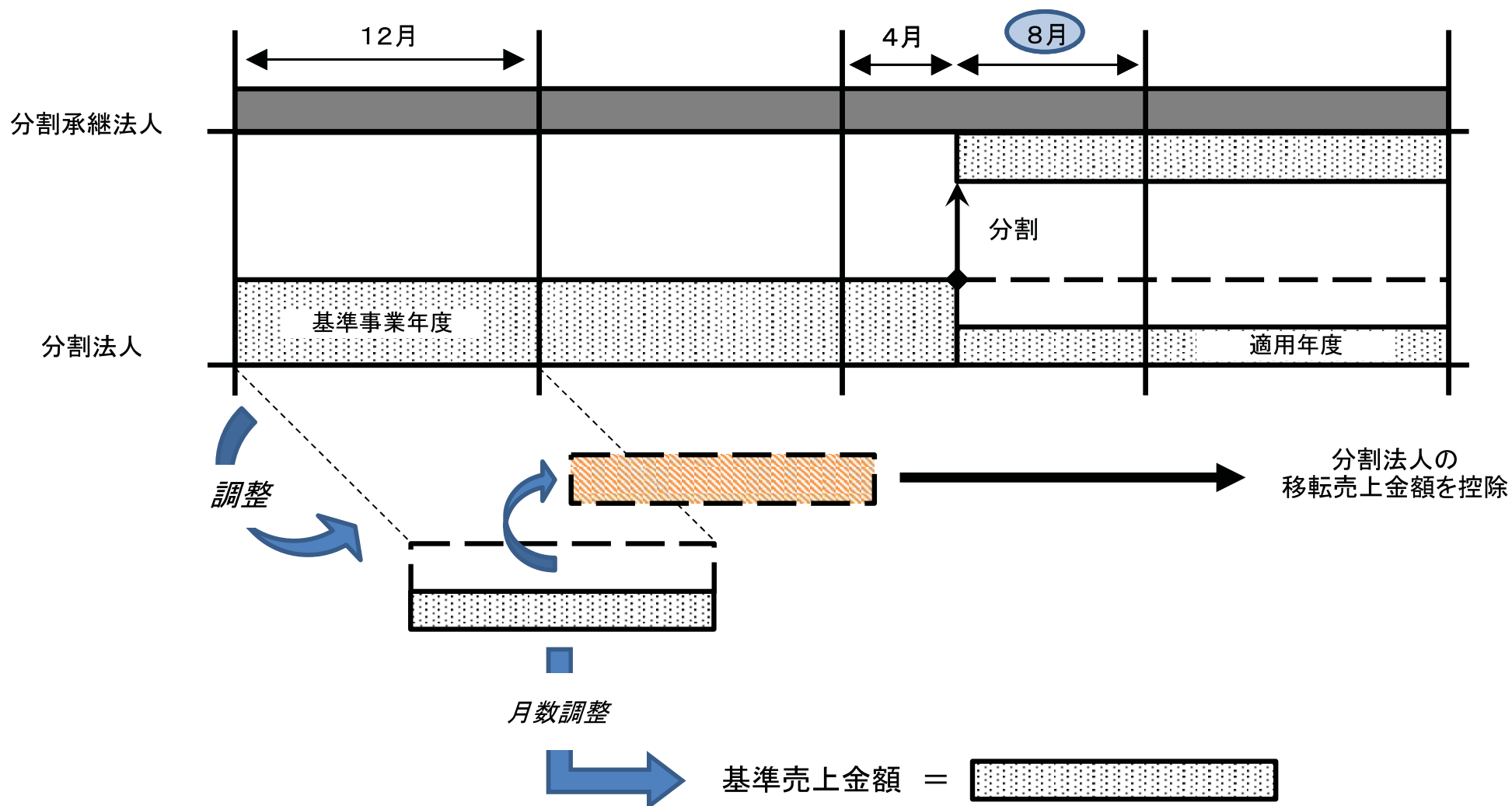
1 分割で適用年度において行われたものに係る分割法人に該当する場合(基準事業年度の売上金額の調整)

※ 基準事業年度の試験研究費の額についても同様の調整を行う。



税務署長の認定を受けた合理的な方法による調整計算

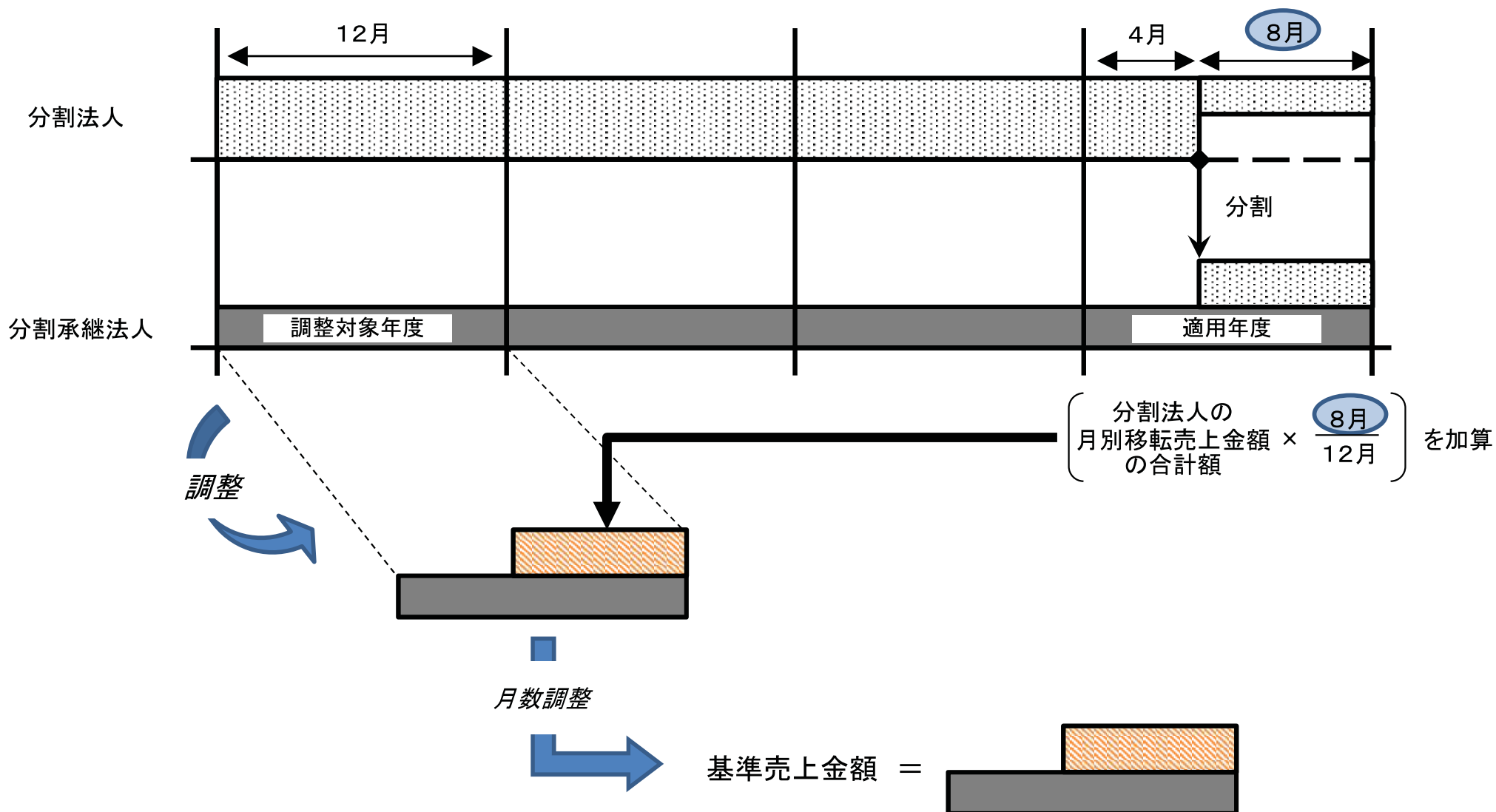
2 分割で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る分割法人に該当する場合(基準事業年度の売上金額の調整) ※ 基準事業年度の試験研究費の額についても同様の調整を行う。



税務署長の認定を受けた合理的な方法による調整計算

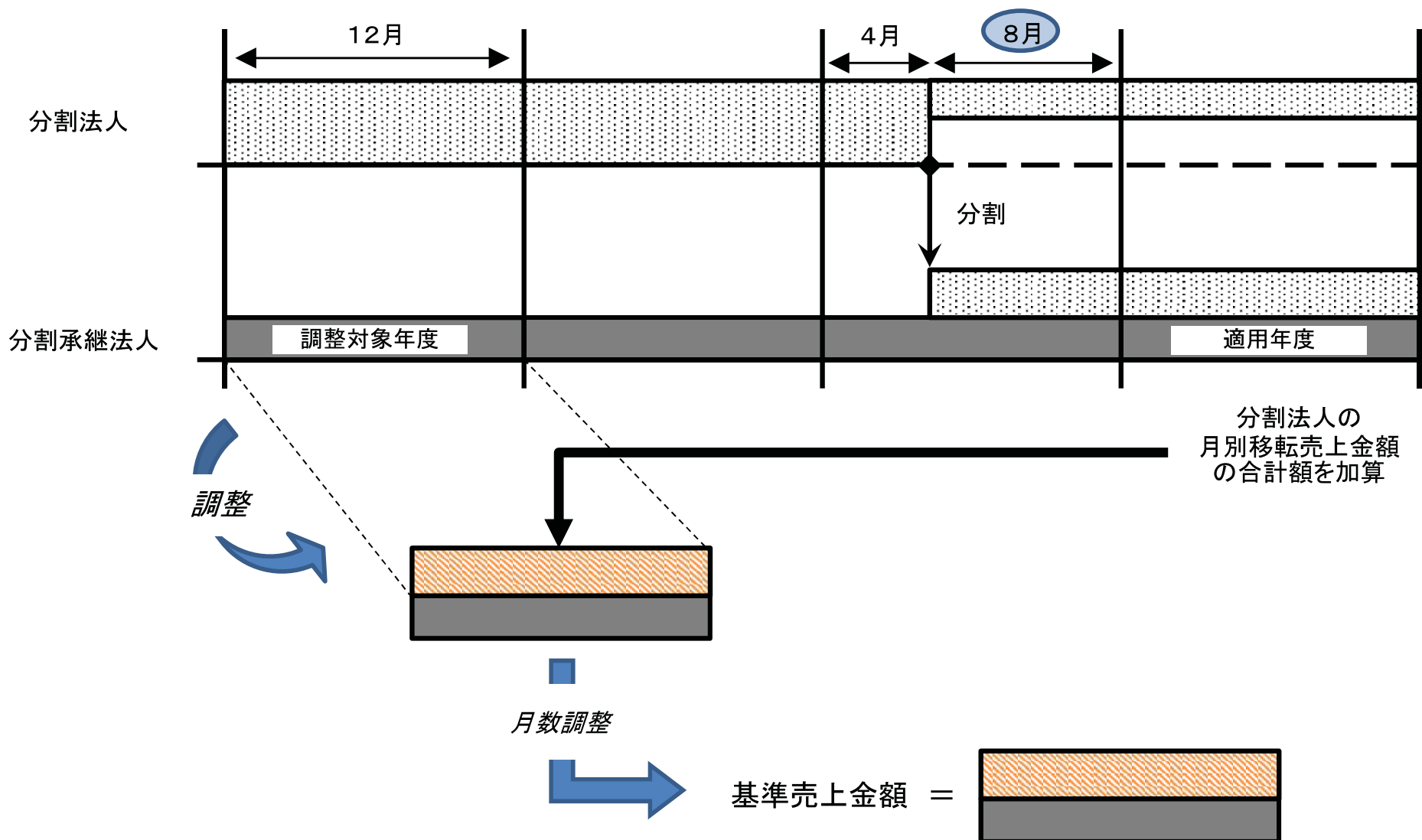
3 分割で適用年度において行われたものに係る分割承継法人に該当する場合（基準事業年度の売上金額の調整）

※ 基準事業年度の試験研究費の額についても同様の調整を行う。



税務署長の認定を受けた合理的な方法による調整計算

4 分割で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る分割承継法人に該当する場合（基準事業年度の売上金額の調整） ※ 基準事業年度の試験研究費の額についても同様の調整を行う。



試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置(1)

① 既存の措置における組織再編成の調整計算

(1) 比較試験研究費の額の税務署長の認定を受けた合理的な方法による調整計算

- ・ 新制度と旧制度とで試験研究費の額が変わらない場合 ⇒ 旧認定・旧届出を新認定・新届出とみなす
- ・ 新制度と旧制度とで試験研究費の額が変わる場合 ⇒ 改めて認定申請・届出を要する

※ 「新制度と旧制度とで試験研究費の額が変わる場合」とは、以下のとおり。

- ・ 新制度における「移転試験研究費の額」又は「月別移転試験研究費の額の計算の基礎となる移転試験研究費の額」に旧制度の試験研究費の額に該当しないものが含まれている場合
⇒ すなわち、新制度で試験研究費の額が拡充された部分(ex 自社利用ソフトウェア製作費)が含まれている場合
- ・ 旧制度における「移転試験研究費の額」又は「月別移転試験研究費の額の計算の基礎となった移転試験研究費の額」に新制度の試験研究費の額に該当しないものが含まれている場合
⇒ すなわち、新制度で試験研究費の額が縮小された部分(ex リバースエンジニアリング費用)が含まれている場合

(2) 平均売上金額の税務署長の認定を受けた合理的な方法による調整計算

従前の認定・届出が有効となる。(改めて認定申請・届出は不要)

(3) 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をした場合の特例(比較試験研究費の額、平均売上金額)

旧届出を新届出とみなす。(改めて届出は不要)

② 今回新たに追加した控除上限の5%上乗せ措置における組織再編成の調整計算

(1) 現物分配について試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をした場合の特例(基準年度の試験研究費の額)

既に比較試験研究費の額又は平均売上金額の調整計算における不適用の届出をしている場合には、その届出を基準年度の試験研究費の額の調整計算における不適用の届出とみなす。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置(2)

○ 新制度の適用前に行われた再編(過去の再編)に係る認定申請・届出の期限

原則の認定申請・届出期限は「再編の日以後2か月以内」であるが、新制度の適用前に行われた再編についての下記の認定申請・届出の期限は「令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日から6か月以内」とする。

① 既存の措置における組織再編成の調整計算

- (1) 比較試験研究費の額の税務署長の認定を受けた合理的な方法による調整計算
- (2) 平均売上金額の税務署長の認定を受けた合理的な方法による調整計算
- (3) 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をした場合の特例(比較試験研究費の額、平均売上金額)

② 今回新たに追加した控除上限の5%上乗せ措置における組織再編成の調整計算

- (1) 基準事業年度の売上金額及び試験研究費の額の税務署長の認定を受けた合理的な方法による調整計算
- (2) 現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をした場合の特例

※ 前頁の経過措置により改めて認定申請・届出が不要とされる場合以外の全ての場合について、この認定申請・届出の期限に関する経過措置が適用される。

オープンイノベーション型の対象範囲の追加等

- 産学官連携の更なる活性化を図るため、国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人との共同・委託研究を追加し、その税額控除率を25%とする。
- 共同・委託研究先である特別研究機関等に、人文系の研究機関を追加する。

《現 行》		
共同試験研究 ・ 委託試験研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	中小企業者	20%
	他の者(民間企業等)	
	技術研究組合	
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

《改正案》		
共同試験研究 ・ 委託試験研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	国公立大学・国立研究 開発法人の外部化法人	<u>25%</u>
	中小企業者	20%
	他の者(民間企業等)	
	技術研究組合	
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

- 共同研究の相手方が行う特別試験研究費の額であることの確認について、相手方が独自に報告書を作成する必要なく、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の運用改善を行う。
- 中小企業者等以外の法人が行う大学等との共同・委託研究については、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定する。
- 中小企業者への委託研究について、委託先で試験研究に該当しないもの及びその委託して行う試験研究の成果が委託元に帰属しないものを除く。

(4) 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し 〔人材確保等促進税制〕

- 新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる措置を講ずる。（2年間の時限措置）
- 事業変革に向けた人材投資（教育訓練費）を増加させた企業に対しては、税額控除率を上乘せ。

《改正前》	《改正後》
【要件】 ① <u>継続雇用者給与等支給額</u>：対前年度増加率 3%以上 ② <u>国内設備投資額</u>：当期の減価償却費の総額の 95%以上 【税額控除】 ・ <u>雇用者給与等支給額の対前年度増加額</u>の15%の税額控除 ・ 教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費 $\geq$ <u>前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍</u>）を満たす場合には控除率を5%上乘せ（→合計20%） ・ 税額控除額は法人税額の20%を限度	【要件】 <u>新規雇用者給与等支給額</u>：対前年度増加率 2%以上 （雇用調整助成金及びこれに類するものの額は控除しない。） 【税額控除】 ・ <u>控除対象新規雇用者給与等支給額</u>^(※)の15%の税額控除 ・ 教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費 $\geq$ <u>前期の教育訓練費の1.2倍</u>）を満たす場合には控除率を5%上乘せ（→合計20%） ・ 税額控除額は法人税額の20%を限度

(※)雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。

国内新規雇用者

○ 国内新規雇用者とは、国内雇用者のうち国内事業所に勤務することとなった日から1年を経過していない者であるが、この勤務することとなった日は、国内事業所につき作成された労働者名簿に氏名が記載された日(雇用開始日)とする。

※ 日雇い労働者は、賃金台帳には記載されるので国内雇用者に該当するが、労働者名簿には記載されないため国内新規雇用者には該当しない。

○ 前ページの【要件】の新規雇用者給与等支給額の計算における国内新規雇用者は、一般被保険者に該当するものに限る。

※ 税額控除額の計算をする場合の控除対象新規雇用者給与等支給額の計算における国内新規雇用者は、一般被保険者以外の者を含む。

○ 海外事業所から異動した者は、国内新規雇用者に該当しない。

○ 支配関係法人から異動した者は、下記に該当する場合を除き、国内新規雇用者に該当しない。

○ 組織再編による異動・連結納税グループ内の異動について、異動前の法人において国内雇用者であった者は、異動前の法人における雇用開始日から1年間は異動後の法人においても国内新規雇用者となる。

※ 異動前の法人において役員、役員と特殊の関係のある者又は海外雇用者であった者は、異動後の法人において国内新規雇用者とならない。

(5) 繰越欠損金の控除上限の特例

繰越欠損金の控除上限の特例

- コロナ禍で厳しい経営環境にある企業が、果敢に抜本的な企業変革に取り組むことができるよう、産業競争力強化法の認定を受けた事業適応計画の認定を受けた場合には、2年間にわたって生じた欠損金額を、翌期以後、最大で5年間、前向きな投資（適格投資）の範囲内で繰越欠損金の100%繰越控除をすることができる特例を創設する。

事業適応計画

- 事業適応計画の認定要件を満たした上、次の要件を満たす必要。

- ✓ 将来の成長に向けた投資内容を記載した計画を提出すること
- ✓ 計画期間内に達成を見込む業績目標（ROAが計画認定時の直近事業年度比5%ポイント向上など）を定めること
- ✓ 投資計画が企業の成長に資する内容であること（単純な維持・更新投資は対象外）
- ✓ 主務大臣が①計画を認定するとともに②投資実績を毎年確認

課税の特例の内容

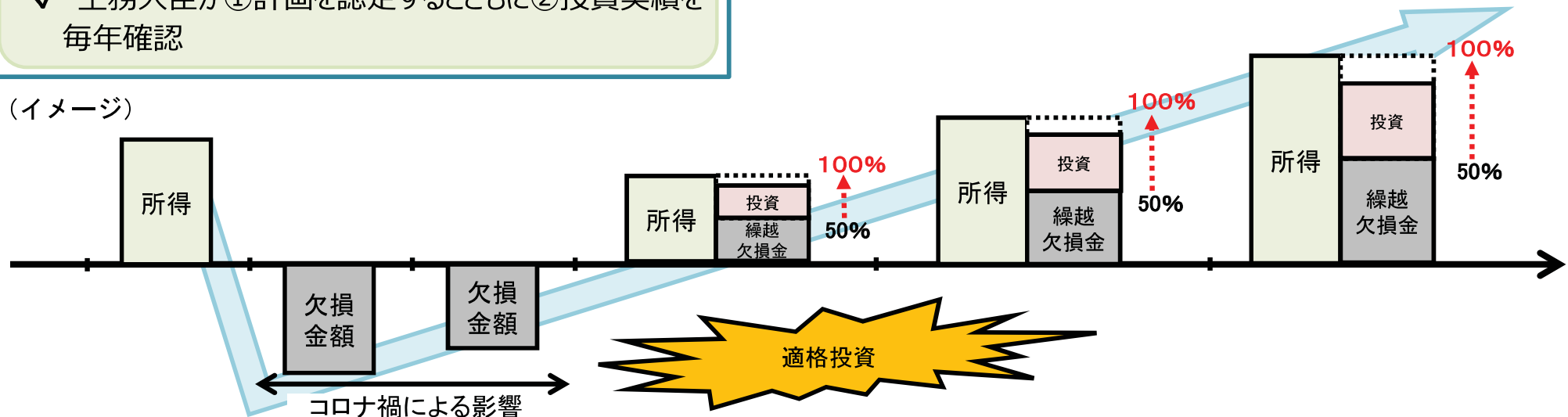
- 事業適応計画に基づく果敢な投資を行う企業の繰越欠損金について以下の措置を講じる。

対象欠損事業年度	欠損金の控除限度額
2年間※	最大5年間100%控除可能

（※）令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度

（注）この特例における欠損金の控除限度額の引上げは、対象欠損事業年度において生じた欠損金額のうち事業適応計画に従って行った投資の額に達するまでの金額を上限。

（イメージ）



(参考1) 繰越欠損金の控除上限の引き上げ特例の詳細

経産省
作成資料

● 計画認定について

- ✓ 企業は、ポストコロナに向けた取組（事業の再構築等）や、取組を進める上で必要となる投資※を記載した事業計画を策定。また、計画にはROAを5%ポイント以上引き上げる等の目標も記載。
- ✓ 事業所管大臣が計画を認定。認定された計画は公表。

※単純な維持・更新投資は対象外

● 特例の対象となる欠損金

- ✓ 原則として、2020年度・2021年度に生じた欠損金対象。（2019年度の欠損金もコロナ禍の影響を受けたと認められる場合には対象。いずれにせよ、最大2事業年度。）

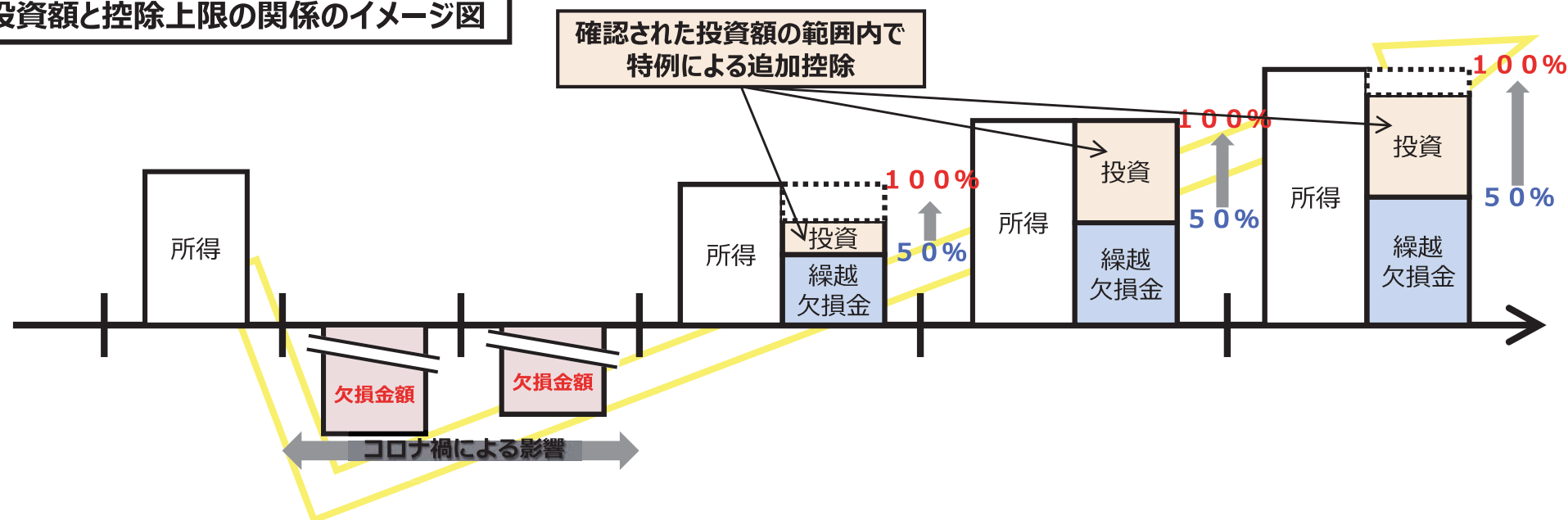
● 控除上限を引き上げる期間

- ✓ 繰越期間は最長5年間

● 特例による控除上限の引き上げ額

- ✓ 認定された事業計画に基づいて実施した投資について、事業所管大臣が確認。企業は確認された投資額の範囲内で、特例を受けることが可能（最大100%）。

投資額と控除上限の関係のイメージ図



Ⅲ 株式対価M & Aを促進するための 措置の創設

- (1) 自社株式等を対価としたM & Aに係る税制上の措置

自社株式等を対価としたM & Aに係る税制上の措置

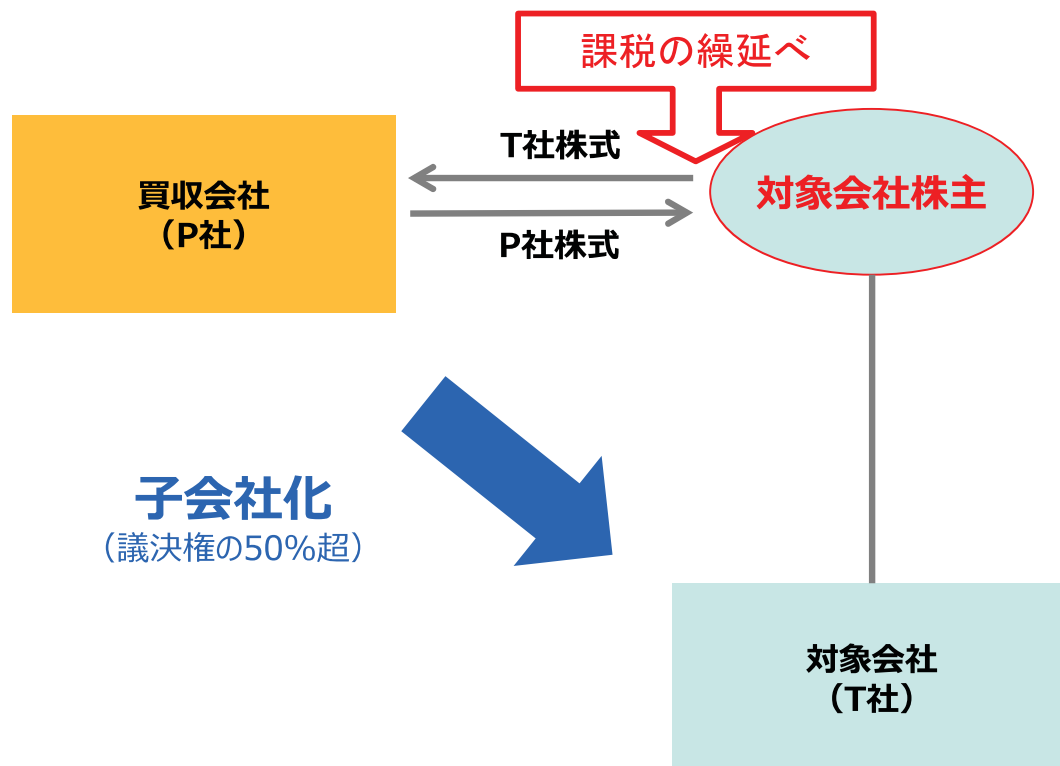
制度の概要

買収会社の自社株式等を対価とするM & Aに係る対象会社株主について、会社法の見直しにより新たに創設された「株式交付制度」(※1)を活用した機動的な事業再構築を促すため、譲渡した対象会社株式に係る譲渡損益の計上を繰り延べることとする。(租税特別措置、期限なし)

(※1) 令和3年3月1日施行

(※2) 自社株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価については、金銭等が20%以下であるものに限る。

(※3) 対象会社株主が外国法人等(外国法人又は非居住者)である場合には、外国法人等の恒久的施設(PE)で管理する対象会社株式に対応して買収会社の自社株式が交付される部分に限り、譲渡した対象会社株式に係る譲渡損益の計上を繰り延べることとする。



【参考】会社法の見直し

	現物出資規制	有利発行規制	
現行の場合	検査役調査 原則として裁判所が選任する 検査役による調査 が必要。調査期間が法定されていないため、 買収の日程を確定できない 。	不足額填補責任 対象会社株式の価額に著しい下落が生じた場合、対象会社株主と買収会社の取締役等が買収会社に 不足額を填補する責任 を負う可能性がある。	株主総会特別決議 対象会社株式の価額に一定のプレミアムを付した交換比率を設定する場合、買収会社において 株主総会の特別決議 が必要となる可能性がある。
	適用なし	適用なし	適用なし
株式交付制度			

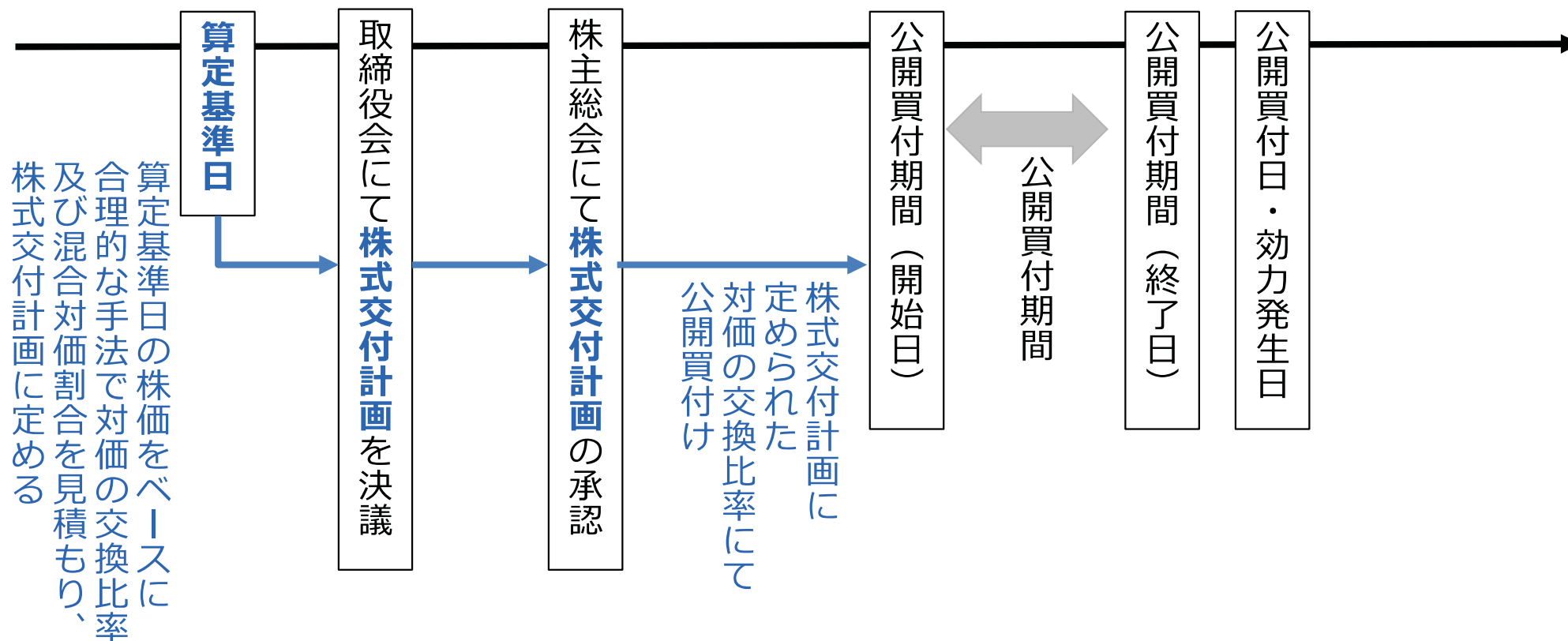
(参考) 株式交付制度の概要

- 株式交付制度は、対象会社側の機関決定が不要、交付親会社と交付子会社間の契約関係を要しない、等の特徴がある。

定義		①株式会社が<u>他の株式会社（外国法人を除く）をその子会社*とするため</u>に当該他の株式会社の株式を譲り受け、その譲渡人に対して当該株式会社の株式を交付すること *子会社：会社がその総株主の<u>議決権の過半数を有する株式会社</u> ②株式交付計画を作成をしなければならない
株式交付計画の内容		①株式交付子会社の商号及び住所 ②譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限 ③株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該<u>株式の対価として交付する株式の数又はその数の算定方法並びに増加する資本金等の額</u> ④株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該<u>株式の対価として株式交付親会社の株式以外の財産を交付するときは、当該 財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法</u> ⑤株式交付子会社の株式の譲渡人に対する株式の割り当てに関する事項 ⑥効力発生日
決定機関・決議要件	買収会社	原則：株主総会特別決議 簡易要件：取締役会決議
	対象会社	機関決定不要
契約関係		株式交付親会社と株式交付子会社の間に <u>契約関係があることは要せず、株式交付親会社は株式の譲渡人との合意に基づき株式を譲受け</u>
譲受手法		<u>有償の譲受けに該当</u> し、公開買付規制の対象となる場合あり
現物出資規制		検査役調査・財産価額補填責任について、不適用

混合対価割合の判定時期

- 課税繰延の要件である「金銭等が20%以下」との要件の判定については、株式交付親会社の株式の時価は、原則として、算定基準日の株価をベースに合理的な方法で算定を行った株式の価額（交換比率の基礎とされた株価）を用いる。
- 譲渡損益の計算上は、効力発生日の株式の価額を用いる。



IV 中小企業の支援

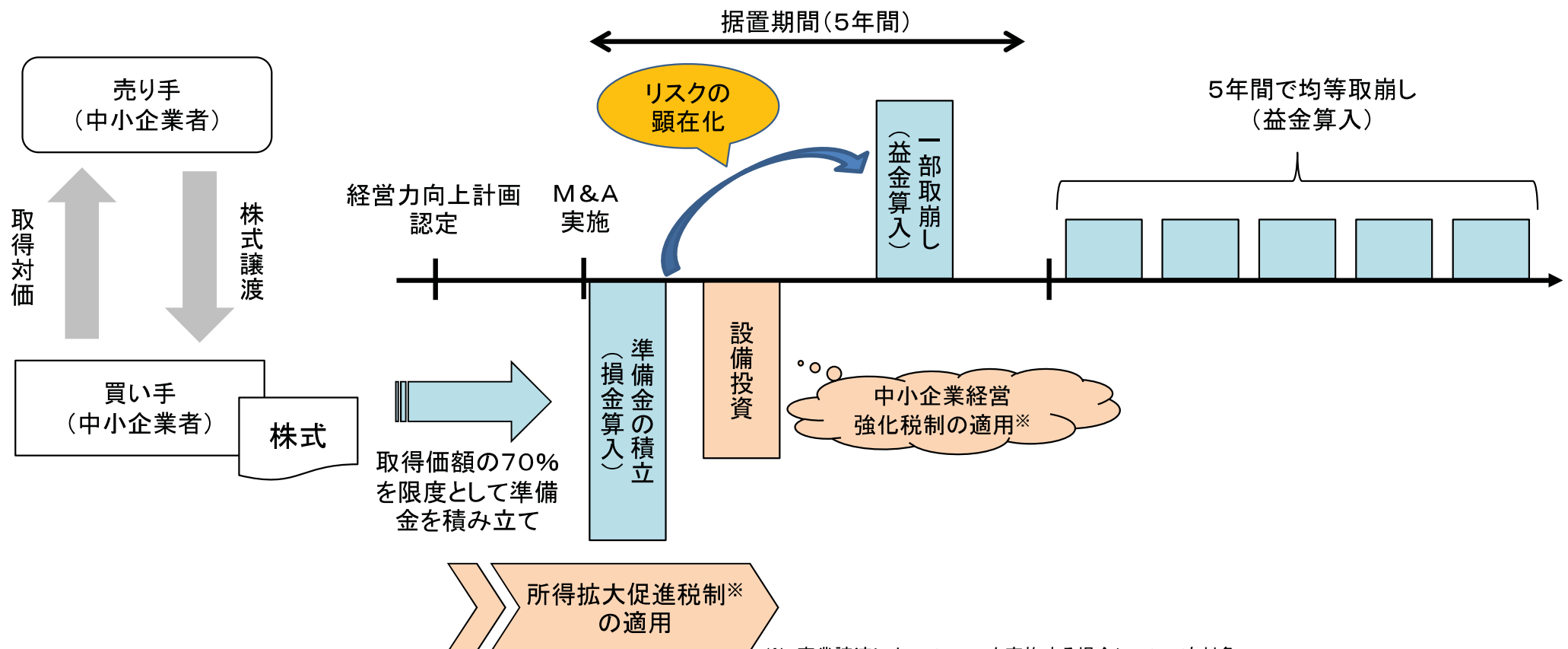
(1) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設

- M & A実施後に発生する中小企業の特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える観点から、M & Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM & Aを実施する場合（取得価額が10億円以下の場合に限る。）において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとする。（計画の認定期限：令和6年3月31日）

この準備金は、据置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入する。

- また、当該認定計画の中で、中小企業経営強化税制の新たな種類の適用ができることとするとともに、所得拡大促進税制の上乗せ要件に必要な計画の認定を不要とする。



※ 事業譲渡によってM & Aを実施する場合についても対象

④ 中小企業の足腰の強化

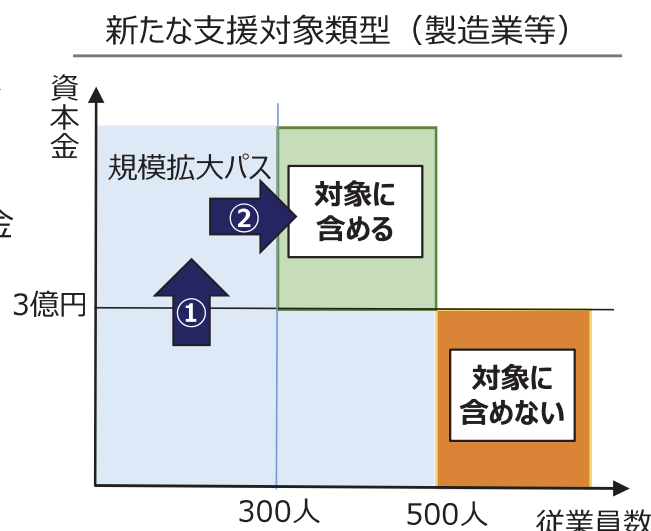
経産省作成資料

- 足下のコロナ対策に全力を尽くすとともに、ポストコロナを見据え、長期視点に立った事業の再構築も必要。中小企業については、**経営基盤を強化することで、中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を増やす**ことが重要。
- そのため、**規模拡大を通じた労働生産性の向上を促進**するとともに、事業活動に不可欠な基盤の整備の観点から、**事業継続力強化や取引適正化を推進**し、中小企業の足腰の強化を図る。
- 持続化補助金により、地域を支える**小規模事業者の持続的発展**を後押し。（19年度補正・20年度補正で5.8万社支援）

1. 中堅企業への成長促進【経営強化法、地域未来法、中小機構法】

- 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群に、支援施策の対象を拡大。
- 規模拡大に資する支援策※については、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、規模拡大パスに位置する企業群を含める。
※計画認定に紐付く金融支援、一定の補助金（コロナ対応の支援策等の対象は変更しない）

業種	従業員
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	



2. 経営資源集約化の促進【経営強化法、経営承継円滑化法】

- 計画の認定を受けて経営資源集約化に取り組む事業者への支援を追加。（税制を措置）
- 集約化手続（所在不明株の買収）を5年から1年に短縮。

M & Aを通じた
規模拡大の促進

3. 事業継続力の強化【経営強化法】

- 中堅企業と中小企業の連携による事業継続力強化を促進。
（中堅企業向けにも支援を措置）
- 中小企業に対するハザードマップの周知を促進。

事業活動に不可欠な
基盤の整備

4. 大企業と中小企業との取引の適正化【下請振興法】

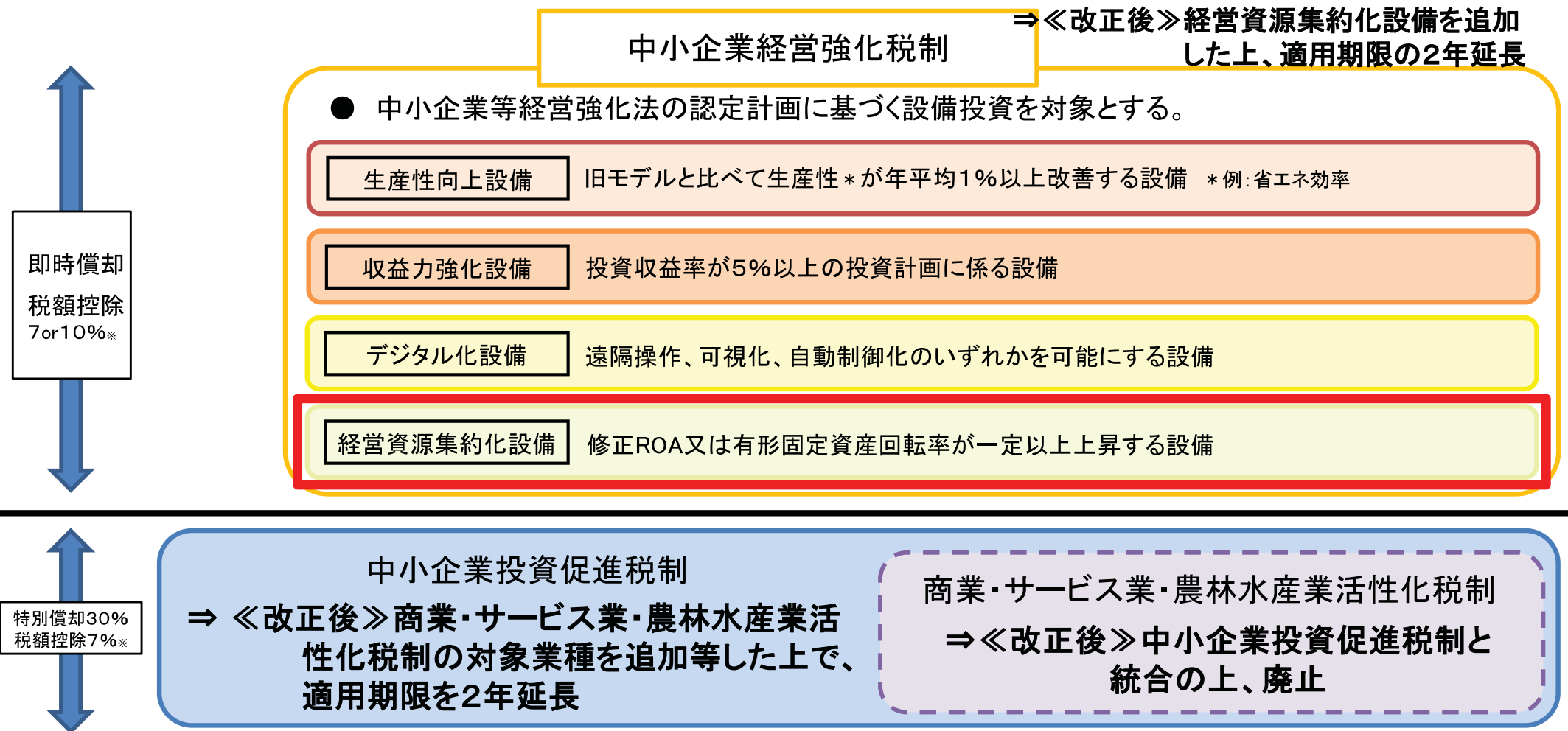
- 下請振興法における対象取引類型を拡大。
〔例.スポーツジムとフリーランスであるインストラクターとの取引
ホテル運営会社と客室清掃業者との取引 等〕
- 国による調査の規定を創設。発注書面の交付を促進。
- 中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設。

※生産性特別措置法は廃止し、先端設備等導入計画は経営強化法に移管・恒久化（固定資産税減免は2023年3月31日までの措置）。

(2) 中小企業向け投資促進税制等の延長

中小企業投資促進税制等の延長等

- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制を中小企業投資促進税制に整理・統合した上、適用期限を2年延長。
- 中小企業経営強化税制に経営資源集約化設備を追加した上、適用期限を2年延長。



※資本金3,000万円以下の法人に適用

【税額控除の控除上限】中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制とを合わせ、法人税額の20%を上限とする。

(注1) 中小企業投資促進税制の対象設備は、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、貨物自動車、船舶。

(注2) 中小企業経営強化税制の対象設備は、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備。

(3) 所得拡大促進税制の見直し

中小企業における所得拡大促進税制の見直し

- 中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を支える観点から、適用要件を見直した上で、適用期限を2年延長する。

《改正前》	《改正後》
【要件】 ① <u>継続雇用者給与等支給額</u>: 対前年度増加率1.5%以上 ② 雇用者給与等支給額: 対前年度を上回ること 【税額控除】 - 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 <u>継続雇用者給与等支給額</u>の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件^(※1)を満たす場合には、控除率を10%上乘せ（→合計25%） - 税額控除額は法人税額の20%を限度	【要件】 <u>雇用者給与等支給額</u>: 対前年度増加率1.5%以上^(※2) 【税額控除】 - 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 <u>雇用者給与等支給額</u>の対前年度増加率が2.5%以上^(※2)であり、かつ、教育訓練費増加等の要件^(※1)を満たす場合には、控除率を10%上乘せ（→合計25%） - 税額控除額は法人税額の20%を限度

(※1) 教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件

① 当期の教育訓練費 $\geq$ 前期の教育訓練費の1.1倍

② 中小企業等経営強化法の認定に係る計画(【改正後】中小企業事業再編投資損失準備金制度に係る経営力向上計画の追加)における経営力向上の証明

(※2) 適用要件及び税額控除の上乗せ要件の判定における雇用者給与等支給額については、雇用調整助成金及びこれに類するものの額は控除しない。

V その他

地域未来投資促進税制の見直し

- 地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点から、事業の先進性の判断基準に投資収益率又は労働生産性に係る要件を追加するとともに、サプライチェーンの維持・強化を目的とする類型を追加する等の見直しを行った上、適用期限を2年延長。

法的枠組みにおける支援スキーム

地域経済牽引事業計画

(承認のポイント)

- ・都道府県の策定する基本計画に適合していること
- ・地域経済に対して高い波及効果があること
- ・国内外における競争力を有すること

(主な支援措置)

課税の特例^(注1)、予算・金融措置、規制特例 等

課税の特例

(確認における要件)

- ・高い先進性^(注2)を有すること

【改正後(確認要件の追加)】

投資収益率 $\geq 5\%$ 又は労働生産性の伸び率 $\geq 4\%$ が見込まれること

(特別償却率等の深掘り要件)

- ・前年度の付加価値額^(注3)が前々年度より8%以上増加していること

【改正後(要件の追加)】

投資収益率 $\geq 5\%$ 及び労働生産性の伸び率 $\geq 4\%$ が見込まれること

【改正後】

サプライチェーン類型の追加

(確認における要件)

- ・高い先進性^(注2)を有すること
- 左記の確認要件に代えて、海外における生産拠点の集中度50%以上の製品製造すること及び域内取引増加率 $\geq 5\%$ が見込まれること

(特別償却等の深掘りなし)

都道府県知事

承認

主務大臣

確認※

課税の特例の対象・内容

- 承認された事業計画に基づいて行う設備投資について以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
	深掘り要件の確認を受けた場合	
	50%	5%
建物等・構築物	20%	2%

設備投資総額の上限:80億円

※ 主務大臣の確認に際しては、有識者で構成される第三者委員会で評価

※ 【改正後(複数回適用の見直し)】

- ① 主務大臣の確認を受けた計画の実施期間内には、同一の都道府県知事の承認を受けた他の計画については主務大臣の確認を受けられない。
- ② 新計画につき、同一の都道府県知事の承認を受けようとする場合には、前回計画に基づき実施した事業の実績(投資収益率及び労働生産性の伸び率)を確認する。

(注1) 前年度の減価償却費の10%を超える設備投資を対象(地方自治体が事業者として参画する場合を除く)

(注2) 承認地域経済牽引事業の実施場所が、生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区【改正後:特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物等の敷地等の区域に限定】である場合には、「計画の承認日が特定非常災害発生日から3年【改正後:1年】(特定非常災害発生日が平成29年7月31日以前である場合にあっては、5年)を経過していないこと」の要件に該当することでも可能。

(注3) 付加価値額=売上高-費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)+給与総額+租税公課

特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の見直し

- 頻発する災害に備えた対応力を強化するための取組を進め、早期に対象資産の導入を促す観点から、計画の認定期限(令和5年3月31日)を設け、認定後1年以内に対象資産の取得等をした場合に適用できることとするとともに、特別償却率の引下げや対象資産の見直しを行うこととする。

事業継続力強化に係る計画の認定

事業継続力強化計画・連携事業継続力強化計画

【計画の経済産業大臣の認定】

- ① 中小企業者の事業継続力強化に関する「基本方針」に照らし適切なものであること
- ② 事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること

【計画の記載事項】

事業継続力強化についての

- ・ 目標
- ・ 内容(対応手順、事業継続力強化設備等の種類 など)
- ・ 実施時期
- ・ 必要な資金の額及び調達方法 など



課税の特例の内容

- 事業継続力強化計画に基づく防災・減災設備への投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却率
機械装置 器具備品 建物附属設備	20%
	【改正後】 令和5年4月1日以後に 取得等をするもの:18%

最低投資額 機械装置:100万円 器具備品:30万円
建物附属設備: 60万円



対象設備の例

機械装置 : 自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置
器具備品 : 照明器具、衛星電話、データバックアップシステム
建物附属設備: 貯水タンク、浄水装置、防火シャッター消火設備、
排煙設備 など

【改正後】

＜追加＞対象資産をかさ上げするための架台、無停電電源装置、感染症対策のためのサーモグラフィ、資本的支出により取得するもの(※)
＜除外＞火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、防火シャッター、補助金等の交付を受けて取得したもの

(※)例えば、既に設置している自家発電機をかさ上げするために架台を別時期に取得する場合

投資運用業等の役員に対する業績連動給与に係る特例

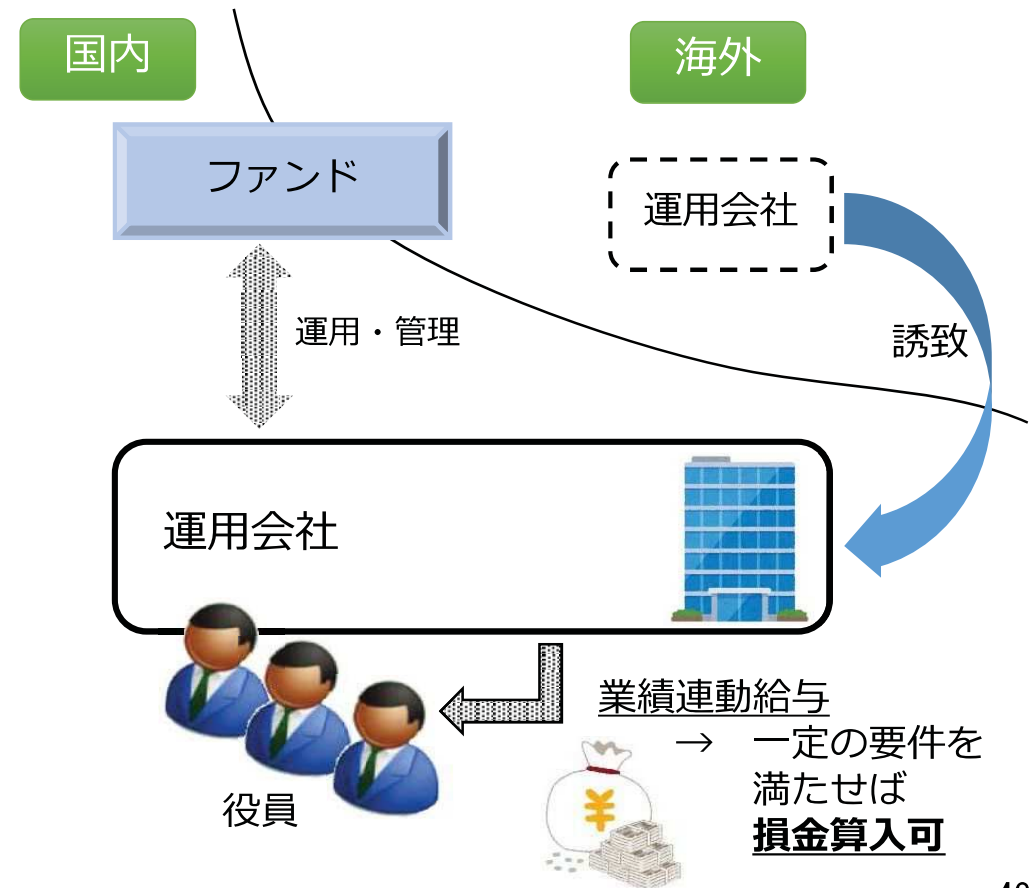
- 国際金融センターとしての発展に資するため、海外で資産運用を行う企業・人材を国内に呼び込む必要。
- 他方で、資産運用会社は非上場の場合が多く、有価証券報告書の提出がないことから、役員に対して業績連動給与を支払った場合、損金算入できないという課題。
- このため、主に投資運用業を行う者については、その役員に対する業績連動給与に関し、透明性が確保されるよう、一定の要件を満たせば、損金算入を可能とする特例を設ける。

●特例の対象

投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等を対象とする。

●特例適用の要件

- ・ 業績連動給与の算定方法等が記載された事業報告書の金融庁ウェブサイトへの掲載や
 - ・ 契約書に予め業績連動給与が支払われる旨の記載がなされること
- といった要件により、投資家などステークホルダーの監視の下、恣意性を排除し、透明性を確保する。



租税特別措置の見直し

○ 見直しの対象となった措置(36項目)のうち、4項目は「廃止」、28項目は「縮減を伴う見直し」

① 研究開発税制	縮減＋一部拡充 (税額控除率の見直し、控除上限の引上げ、試験研究費の定義の見直し等)	⑮ 医療用機器等の特別償却	縮減 (対象資産の見直し)
② 中小企業投資促進税制	縮減＋一部拡充 (対象資産の見直し、事業承継ファンド特例の廃止、対象事業の追加等)	⑯ 特定都市再生構築物の割増償却	縮減 (計画の認定要件の見直し)
③ 沖縄の観光地形成促進地域(税額控除)	縮減 (対象資産の見直し)	⑰ 中小企業者等の貸倒引当金の特例※	縮減 (法定繰入率の引下げ)
④ 沖縄の情報通信産業振興地域(税額控除)	縮減 (対象資産の見直し)	⑱ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域(所得控除)	縮減 (対象事業の見直し)
⑤ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域(特別償却・税額控除)	縮減 (対象事業・対象資産・取得価額要件の見直し)	⑳ 沖縄の経済金融活性化特別地区(所得控除)	縮減 (対象事業の見直し)
⑥ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域(特別償却・税額控除)	縮減 (対象事業・対象資産・取得価額要件の見直し)	㉑ 農業経営基盤強化準備金	縮減 (対象法人の見直し等)
⑦ 沖縄の経済金融活性化特別地区(特別償却・税額控除)	縮減 (対象事業・対象資産・取得価額要件の見直し)	㉒ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	縮減 (過疎・密集市街地：廃止)
⑧ 地域未来投資促進税制	縮減＋一部拡充 (先進性要件・深堀要件の厳格化、サプライチェーン類型の追加等)	㉓ 技術研究組合の所得の計算の特例	縮減 (対象資産の見直し)
⑨ 中小企業経営強化税制	縮減＋一部拡充 (事業承継ファンド特例の廃止、対象類型の追加)	㉔ 特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入等の特例※	縮減 (対象となる寄附金の見直し)
⑩ 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除	縮減 (適用要件の見直し等)	㉕ 投資法人に係る課税の特例※	縮減 (ファイナンスリース債権の適正化)
⑪ 船舶の特別償却	縮減 (環境負荷低減要件の厳格化等)	㉖ 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例※	縮減 (ファイナンスリース債権の適正化)
⑫ 被災代替資産等の特別償却※	縮減 (事業承継ファンド特例の廃止)	㉗ 土地重課※	拡充 (適用除外措置の維持)
⑬ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	縮減 (施設規模要件の引上げ)	㉘ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例	単純延長
⑭ 特定事業継続力強化設備等の特別償却	縮減＋一部拡充 (対象資産の見直し、償却率の引下げ、事業承継ファンド特例の廃止等)	㉙ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	単純延長
⑮ 共同利用施設の特別償却	縮減 (取得価額要件の引上げ)	㉚ 沖縄の情報通信産業特別地区(所得控除)	単純延長
⑯ 沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	縮減 (取得価額要件の見直し)	㉛ 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除※	廃止
⑰ 特定地域における工業用機械等の特別償却	縮減＋一部拡充 (過疎：割増償却制度へ改組、半島・離島・奄美：縮減、振興山村：廃止)	㉜ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制	廃止
		㉝ 再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	廃止
		㉞ 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例	廃止

(注) 期限なし及び未到来の措置については、※印を付している。

福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置の創設

- 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点 6 分野※の取組を促進するため、新産業創出等推進事業実施計画につき福島県知事から認定を受けた法人が、新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供する設備投資を行う場合や当該区域内に所在する事業所において避難対象雇用者等を雇用した場合に特例措置を講ずる。

※ ①廃炉等、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産、⑤医療関連、⑥航空宇宙

特例の内容	措置の内容
①設備投資に係る特例	・機械装置・器具備品※：<u>即時償却又は15%の税額控除</u> (※) 器具備品は一定のものに限る。 ・建物・構築物：<u>25%の特別償却又は8%の税額控除</u> ※ 福島県知事による新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの投資が対象 (下記③の特例の期限についても同様)
②雇用に係る特例	・避難対象雇用者等(①)又は一定の雇用者(②③)に対する給与支給額の<u>15%の税額控除</u> ① 平成23年3月11日において福島県内の沿岸12市町村に居住又は勤務していた者 ② 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域(福島県内の15市町村)内のうち沿岸12市町村を除く区域内に居住又は勤務していた者 ③ 新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する者 ・事業者の実施計画の認定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度の当該期間内に支給する給与等を対象とする。 ※ 福島県知事による新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までに福島県知事の認定を受けた法人が対象
③開発研究用資産の特例	・開発研究用資産の<u>即時償却</u> ・償却費について<u>研究開発税制の特別試験研究費(控除率20%)とすることが可能</u>

福島における特定風評被害による経営の影響に対処するための 特定事業活動に係る特例の創設

- 福島県における特定風評被害による経営への影響に対処するため、福島県知事の作成する特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動※の実施につき福島県知事の指定を受けた法人が、福島県内において、その特定事業活動に係る事業の用に供する設備投資等を行う場合やその事業活動を行う事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して給与等を支給する場合に以下の特例措置を講ずる。

※ 農林水産関連及び観光関連産業に属する事業者が、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、設備投資等の事業活動

特例の内容	措置の内容
①設備投資に係る特例	・機械装置・器具備品※： <u>即時償却又は15%の税額控除</u> （※）器具備品は一定のものに限る。 ・建物・構築物： <u>25%の特別償却又は8%の税額控除</u> ※ 福島県知事による特定事業活動振興計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの投資が対象
②雇用に係る特例	・特定被災雇用者等※に対する給与の支給額の <u>10%の税額控除</u> （※）平成23年3月11日において、福島県内の事業所に勤務していた者又は福島県内に居住していた者 ・福島県知事の指定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度の当該期間内に支給する給与等を対象とする。 ※ 福島県知事による特定事業活動振興計画の提出のあった日から令和8年3月31日までに指定を受けた法人が対象

復興関連税制の見直し（法人税関係）

改正前		改正後
復興 特区 税制	① 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除 - 特別償却（機械装置：即時償却※1・50%※2・34%、建物等：25%※1・2・17%） - 税額控除（機械装置：15%※1・2・10%、建物等：8%※1・2・6%）	（対象地域重点化の上）3年延長 <改正後> - 特別償却（機械装置：50%、建物等：25%） - 税額控除（機械装置：15%、建物等：8%）
	② 復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却又は税額控除 特別償却（25%※1・17%） ・ 税額控除（8%※1・6%） ※ R2.3.31以前に取得等をした場合は、特別償却25%、税額控除8%	適用期限の到来をもって廃止
	③ 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除 税額控除（被災雇用者等に対する給与等支給額の10%※1・2・7%） ※ H31.3.31以前に指定を受けた法人は10%	（対象地域重点化の上）3年延長 <改正後> - 税額控除（被災雇用者等に対する給与等支給額の10%）
	④ 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等 - 特別償却（即時償却※1・50%※3・34%） - 償却費について研究開発税制の特別試験研究費とすることが可能	（対象地域重点化の上）3年延長 <改正後> - 特別償却（中小企業者等：50%、中小企業者等以外：34%）
	⑤ 再投資準備金・再投資段階の即時償却 - 再投資等準備金の積立額を損金算入可能（指定後5年間、所得金額を限度） - 機械や建物等の即時償却（対象区域内で再投資を行った事業年度において、準備金残高を限度）	（対象地域重点化の上）3年延長
⑥ 被災代替資産の特別償却 特別償却（機械装置・船舶・車両運搬具：20%、建物等：10%） ※ 中小企業者等については、機械装置・船舶・車両運搬具：24%、建物等：12%		- 対象資産から車両運搬具を除外 2年延長
⑦ 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却 割増償却率（耐用年数35年未満：20%、35年以上：28%） ※ H29.4.1～H31.3.31に取得等をした場合は、35年未満：40%、35年以上：56%		適用期限の到来をもって廃止
⑧ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 - 被災区域内から特定被災区域内又は被災区域内への買換え（一号買換え） - 被災区域外から被災区域への買換え（二号買換え）		（対象地域重点化の上）3年延長 （注）特定被災区域について、復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる一定の区域（3県86市町村）に限定

※1 福島県の認定地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をする場合の割合。

※2 雇用等被害地域（復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、青森県、岩手県、宮城県及び茨城県の沿岸部の35市町村）を含む市町村の区域内に限る。

※3 雇用等被害地域を含む市町村の区域内の中小企業者等が取得等をする場合の割合。

税務関係書類における押印義務の見直し

【状況】

- 現在、政府全体の方針として行政手続における押印義務の見直しを進めているところ。

(参考) 「規制改革実施計画」 (令和2年7月17日閣議決定)

各府省は、・・・国民や事業者等に対して・・・押印を求めているもの・・・について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正・・・を行う。

【R3改正】

- 上記方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、原則、押印義務を廃止する(令和3年4月1日施行)。

(注) 今般廃止される「押印」と同等の意味合いしかないと考えられる「署名」(具体的には「署名又は押印」を求めて認印を許容している国税関係書類)についても、本見直しの趣旨を踏まえ、同様の見直しを行う。

- 他方で、現行、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めている税務関係書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付を求めることとする。

(注) 上記の書類で、現行法令上、押印・印鑑証明書の添付を求めることが明記されていないものについては、明確化する。

【改正後のイメージ】

	税務関係書類の分類	押印の可否
原則	(1) 全般 具体例：確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書	不要
例外	(2) 担保提供関係書類 具体例：不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書	要
	(3) 遺産分割協議書 具体例：相続税・贈与税の特例における添付書類	

(注1) 上記のほか、国税の犯則調査手続における質問調書等への押印について、刑事訴訟手続に準じた取扱い(押印義務を存置)とする。

(注2) 上記の見直しによって押印が不要となる国税関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

電子帳簿等保存制度の見直し

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、**帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化**(令和4年1月1日以後適用)。

改正前

帳簿等

電子帳簿等保存



税務署長の事前承認が必要

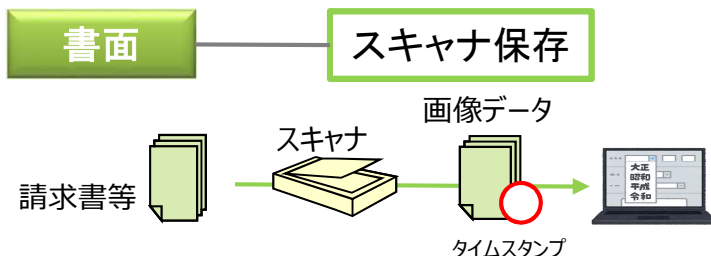
検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフトの利用企業は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。)も、**電子データのまま保存することが可能**。
- ✓ 信頼性の高い現行の電子帳簿(優良な電子帳簿)については、**インセンティブにより差別化**(過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除10万円上乘せして65万円)。

改正前

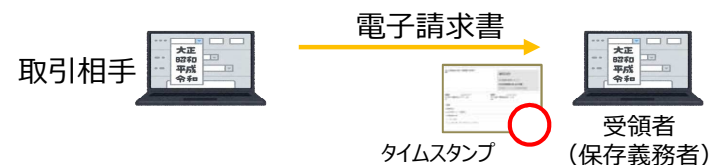
受領する請求書等



税務署長の事前承認が必要

- ・ 紙原本による確認が必要のため、その処理のために出勤が必要
- ・ 一定日数内でのタイムスタンプ付与の徹底が困難

電子データ 電子取引に係るデータ保存



保存データに対する高度な検索機能を確保できず、その場合は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ **紙原本による確認の不要化**(スキャン後直ちに原本の廃棄が可能)。
- ✓ **電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を10%加算**。
- ✓ タイムスタンプ付与までの期間を**最長約2カ月以内に統一**。
- ✓ 検索要件について、「**日付、金額、取引先**」に限定するとともに、**一定の小規模事業者については不要化**。

電子帳簿等保存制度の見直し

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化する観点から以下の見直しを行う(令和4年1月1日以後適用)。

(1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

信頼性の高い現行の電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	○ 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、 <u>事前に税務署長の承認が必要</u> 。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
②	○ 電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ モニター、説明書等を備え付けること	○ 所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿(※1)について現行の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、 <u>その電子帳簿(優良な電子帳簿)に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する</u> (※2)。 (※1) 所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿とする。 (※2) ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税対象が含まれる場合には軽減しない。
③	○ ②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、 <u>紙を印刷して保存</u> 。	○ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件(現行のロ及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることの要件)の満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。)についても、 <u>電子データのまま保存することを可能とする</u> (紙を印刷しての保存は不要)。

○ 青色申告特別控除の取扱い【現行の青色申告特別控除制度】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①電子帳簿保存又は②e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	65万円	10万円



【R3改正】上記の電子帳簿等保存制度の見直し後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、優良な電子帳簿の場合に適用され、それ以外の電子帳簿の場合には適用されない。※貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要

(2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度(スキャナ保存制度)については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。

	改正前	改正後
①	○ 取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に <u>税務署長の承認が必要</u> 。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 (※)要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない(有恕あり)取扱いとする。
②	○ 原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。 ・領収書には <u>受領者が自署</u> ・経理担当者がスキャンする場合は最長約2ヶ月以内にタイムスタンプを付与(営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内) ・紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を社内や税理士等が <u>チェック</u> (社内相互牽制・定期検査)	・領収書への <u>自署は廃止</u> ・タイムスタンプ付与までの期間は最長約2ヶ月以内に統一(電子取引も同様) ・訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2ヶ月以内に格納する場合は <u>タイムスタンプを不要化</u> ・紙の原本とスキャナ画像との <u>同一性チェック</u> (社内相互牽制・定期検査)は <u>不要化</u>
③	○ 現行の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない(例:定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない)。	○ 要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、 <u>重加算税を10%加重</u> (電子取引についても同様)。

≪業務フローのイメージ(一般的な流れ)≫



(3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

【改正前】電子取引に係るデータ保存制度の検索要件

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定、③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定

【R3改正】・①の検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定する

・保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件を不要とする(電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様)。この場合において保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合には、全ての検索要件を不要とする。

(注)上記の見直しと併せて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、現行、電子データを書面で出力して保存することが認められているが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わない(有恕あり)こととする。